

令和7年9月中川村議会定例会議事日程（第2号）

令和7年9月9日（火）午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

4番 長尾和則

- (1) 地区組織の今後のあり方検討を実効あるものに
- (2) 村内転居しやすい住宅政策の推進を
- (3) DX推進の成果を村民益に

9番 大原孝芳

- (1) 参院選から見える今後の課題

1番 片桐邦俊

- (1) 今後の水田施策について（パート2）

出席議員（10名）

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 片桐邦俊 |
| 2番 | 松村利宏 |
| 3番 | 中塚礼次郎 |
| 4番 | 長尾和則 |
| 5番 | 桂川雅信 |
| 6番 | 山崎啓造 |
| 7番 | 島崎敏一 |
| 8番 | 大島歩 |
| 9番 | 大原孝芳 |
| 10番 | 松澤文昭 |

欠席議員（0名）

7番 島崎敏一

- (1) 立地適正化計画を「毒まんじゅう」にしないために
- (2) 忠犬事業（モンキードッグによる獣害対策）について
- (3) こども家庭センターの管轄について

説明のために参加した者

8番 大島歩

- (1) 「日本で最も美しい村」づくりを進めるために

村長	宮下健彦	副村長	丹羽克寿
教育長	片桐俊男	総務課長	桃澤清隆
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長 リニア対策室長	宮崎朋実	教育次長	上山公丘

職務のために参加した者

議会事務局長 久保田茂
書記 宮下なをゑ

令和7年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和7年9月9日 午前9時00分 開議

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長

おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 長尾和則議員。

○4番

(長尾 和則) おはようございます。(一同「おはようございます」)

私は、さきに提出しました通告書のとおり、大きく3項目について質問をさせていただきます。

まず初めに「地区組織の今後のあり方検討を実効あるものに」、この項目について質問をいたします。

宮下村長は3期目最初の議会となった6月定例会の開会挨拶で今後重点的に取り組む政策について説明をされました。

その中で、「地区組織の今後の在り方について、総代会に地区制度懇談会を設置して課題の整理と方針の検討について提案をいたします。」と述べられております。

一方、昨年12月に村が18歳以上の住民1,000人に対しアンケートを行った中川村都市構造調査業務に関する住民アンケート調査、この中で「人口減少と高齢化の進展に伴い、将来あなたの身の回りや日常生活に影響が及んでくると思われること、不安に思うことについてお答えください」との問い合わせに対する回答の中で、「若い人が少なくなり地域の作業や役割が滞る」、この項目が49.8%を占めて一番多い結果となりました。

また、我々17期議員となって開始しました議会チョコっと訪問の一貫である各地区総代役員の皆様との懇談会は、現在17地区が実施済みですが、多くの地区が役員の選出に大変御苦労されております。また、持続的な地区の運営に対し不安も感じておられる様子でした。

これらのことから、さきに述べた村長の課題認識の方向性は正しいと思いますが、その解決手段について質問をいたします。

なお、昨日2番議員から同趣旨の質問がありました。それに対する村長の回答は、課題認識については同様の御発言がありましたが、その対応については、直ちに新たな会議体を設けるのは時期尚早とのお答えがありました。

しかし、私は住民の方々の声を聞く中でこの問題に対する何らかの検討組織を今立ち上げて対応しないと手遅れになるように思います。難しい問題ですので一朝一夕に答えは出ないと思います。したがって、まずは問題に取り組む会議体をつくる、ここからスタートだと私は考えます。

村長が6月定例会で述べられた課題の整理と方針の検討、それはその会議体の中で進めたほうが実効的だと私は思います。そんな視点で質問をいたします。質問です。

総代会に地区制度懇談会を設置して対応する旨の説明ですが、総代会は多くの総代が1年任期で交代することを鑑みますと、地区組織の今後の在り方という大変重いテーマを図ることは難しいのではないかと思います。

自治組織に関する問題であるため、ボトムアップ的な手法で解決を図る考え方には一定の理解ができるんですが、住民目線で考えますと、地区の将来に関わる大きな問題ですので、本件は役場が主導するトップダウン方式にすべきではないでしょうか。

具体的には、駒ヶ根市が2023年12月に開始し、現在も議論を重ねております駒ヶ根市自治組織の在り方検討会、これを参考にして、地区代表者や関係団体だけではなく、地域づくりに関心ある村民が広く参加できる柔軟な検討組織を立ち上げて、多様な参加者によって方向性を見いだし、最終的には村に対する提言書をまとめていただき、それに基づいて地区組織の今後の在り方を検討する方法が実効的であると考えますが、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

○村長

御質問についてお答えっていうか、答弁をさせていただきます。これまで、自治会、自治組織につきましては、それぞれ地域の絆をこの中で育み、防犯、防災、環境の美化、行政との橋渡しなど、暮らしの基盤を支えてきていただいたところでございます。

一方で、少子高齢化や人口減少、働き方の多様化によりまして役員の成り手不足や作業の偏在が深刻化しております。

議員が指摘をされたように、アンケート結果、また各地区役員の皆さんとの懇談を通じまして、役員選出の困難や地区運営の継続への不安の声が繰り返し寄せられていることを村としては重要なことだというふうに重く受け止めておるところであります。

令和4年からは総代会におきまして情報交換会を実施しており、今年度も役員数の過多、道普請、草刈りなどの作業担い手不足などの課題について議論され、報告がされております。

地区組織の今後の在り方を実情に即して見直す時期に来ているということも認識をしているところでございます。

これまで村としては、地区役員の負担軽減を目的に、村税や料金の通知やごみ袋購入チケットなどを役場から納税者等へ直送すること、こういうふうに変えたことや、保健補導員を廃止いたしました。

また、交通安全協会中川支会の会費の徴収を取りやめました。

防犯指導員会における指導員の任務の見直し、南信交通災害共済掛金の全額村負担化など、業務の簡素化や会費、費用等の公金支出などで地元の皆様にお手を煩わせない、そういうことを随時進めてきたところでございます。

これらにつきましては、地区の役員会等の声をお聞きする中で実務的な改善として行ってきたもので、今後とも引き続きこういった実務的な改善ができることを検討してまいります。

今はDXの手法が盛んに業務を効率化したり省力化したりすることができておりますので、こういった手法も取り混ぜながら、行政とのつながり軽減化はできるだけ図っていく、こういうことを考えております。本来的な自治会活動の停滞を招かない範囲で、こういったことは実践してまいりたいと考えているところでございます。

本題でございますが、率直に申し上げまして、議員が積極的にといいますか、ボトムアップの手法ということを一つおっしゃられているわけでありますけれども、ボトムアップ的な手法を取り入れる考え方はいかがなものかということではありますけれども、役場主導のトップダウンで一律の枠組みを導入することにつきましては、これまで築いてきた地区運営の方針を急激に変更し、会議体や事務の増加による住民、地区役員のさらなる負担増、そして、地区ごとの差、これを無視した画一化を招きかねないというふうにずっと考えているところでございまして、これは現時点では時期尚早というふうに思っております。

むしろ、既存の総代会を中心据えまして、情報共有と課題整理の機能を高めながら、地区ごとの実情に寄り添った改善を提起し、合意形成を重視して段階的に進める方法、こういったことがいいんだろうというふうに思っておるところであります。

具体的に申し上げますと、既に提起されている役員の成り手不足、地区作業が困難などの課題について現状を整理して、地区総代会や地区担当部長——土木部長、土木林務部長といった部長級の会議、組織がございますが——これらの会議において課題解決に向けた意見交換をしっかりと行い、行政ができるることは行政が担う、こういうことに踏み込む時期に来ているかもしれません。そういうふうに進めていきたいと考えております。

地区組織につきましては、これは、地域の力、地域のコミュニティーっていうものは、一言でいうと、それぞれの特徴を持って、その地域を表していると、こういうことだと思っておりますので、拙速な一律改革ではなくて、現場の知恵と経験を尊重しながら負担を確実に減らし、継続可能な形に整えていきたい、こんなふうに思っております。これが村の基本姿勢でいきたいということでございます。

今後とも総代会を中心にして住民の皆様と丁寧に議論を重ね、一歩ずつ前に進めてまいり、これが基本的な考え方でございます。

(長尾 和則) 村のほうで実務的な改善を一步一歩進められておるということです、過去から承知をしておりますし、御努力は確かに評価できるかと思います。

ただ、私が申し上げたのは、一切役場のほうで仕切って地区組織を改善することではなくて、まずは会議体をつくって、今、村長もおっしゃったように、村民も交えてこれから検討していったらどうなんだと、こういう趣旨ですので、役場の皆さんのが全てトップダウンでやれという趣旨ではありませんので、その点、お含みおきをお願いしたいと思います。

総代会も検討を始められておるということですが、私も総代を9年前に務めました。この中にも総代を務められた方が何人もお見えになると思います。

大変なんですね。地区のことを1年間やるのに必死と、どこの地区もそうだと思います。そういう方々に将来に向けて大きな課題に取り組んでほしいというのは、先ほども言いましたが、やはりちょっと荷が重いと思うんです。

もし、どうしても総代会のメンバーを出していただくということであるならば、総代会のOB——私だってOBになるんですけども——OBのほうが、実務は持っていないですから、それと、いろいろな知見を持っておられるわけです。そういう方々のお力を借りて検討組織を立ち上げて、当然、役場の方も一緒にになって検討していくことが私は実効的でないかと思います。

それで、参考までに、先ほど述べました駒ヶ根市の自治組織の在り方検討会、これは市が立ち上げております。もう既に立ち上げてから2年8か月以上の時間がたっております。現在も検討を進められていて、今年度中に結論を出すと聞いております。この間、8回の検討会をしております。先月、8月3日にはフォーラムをやりまして、一般市民の方を含めて90人が参加して、活発な意見が出たようあります。

お隣の飯島町、やはり同じ問題を抱えていまして、飯島町は、現在、自治組織が抱える問題等について議論を行う飯島自治組織のあり方検討委員会、やはりこういったものを立ち上げております。それで、現在、9月何日だったかな、公募を受け付けている期間中だと思います。おおむね2年をかけて委員会で検討していくというふうに伺っております。

やはりこの問題っていうのは、どこの市町村も自治組織の将来の関わる大きな、そして重たい問題であると思うんです。

また、様々なお考えをお持ちの村民の方がお見えになりますので、村長も先ほどおっしゃられたとおり、一足飛びに解決できる問題ではないと思うんですね。

だとするならば、やはり、くどくなりますが、村の主導で問題解決に向かう組織を立ち上げた上で、多くの住民の声を、また地域の声を吸い上げて、時間をかけて——この問題は多分試行錯誤すると思います。地区の実務だけの話ではなくて、地区の区割、これについても検討してほしい。

これはちょっとそれますが、先日の公民館の分館の会議でもそろそろ分館の区割を見直してほしいという声は聞いております。それとこれとは別なんですが、

地区についても区割を考えてほしい。

また、片桐区、大草区、葛島区、この区の在り方、中川の場合、それぞれ違うんですよね。これは歴史のなせる業なんですが、そこら辺も将来どうするんだということは、やはり広く議論をしていくべきだと私は思います。これは、トップダウンとは言いましたが、全村民を交えて議論しないと我々の子孫に禍根を残すと思います。

したがって、村長は時期尚早というふうにおっしゃるんですけれども、こういった問題っていうのは、まず組織を立ち上げて検討をしなければいけない。確かに思い腰を上げるっていうのは大変だと思います。それには、失礼ながら、やはり村のリーダーの決断、これが要るかと思います。これがないと、大きな一歩といいますか、重い腰は上がらないと思います。

村長はじめ理事の方々は、様々な村の課題を抱えて大変かと思うんですね。想像に余りあるところあります。

ただ、この問題は多くの村民が悩んでおって苦慮している問題ですので、ぜひ、ぜひぜひ村長の3期目の課題として優先順位を上のほうに上げていただきて、全村民で取り組んでいっていただきたいと思います。

どれだけ時代が変わっても、地域のつながり、人のつながり、支え合いですね、人ととの支え合い、これはどれだけ時代が変わっても生活していく上でもう必要不可欠です。そのところに村民の皆様が不安を抱えている現状ならば、それに対して行動を起こさなければいけない時期がもう既に来ておる、もっとというと過ぎておると思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

それでは次の問題に移らせていただきます。

「村民転居しやすい住宅政策の推進を」について質問をいたします。

先ほどの質問の中でも触れましたが、村が昨年12月に実施した中川村都市構造調査業務に関する住民アンケート調査、この中では将来の住まいについて尋ねていますが、その回答では「現在住んでいる場所に住み続けたい」が68.4%で圧倒的に多い一方、「転居を考えている」「転居を考えているが難しい」がそれぞれ5.0%がありました。

転居を考えている場合の転居先を尋ねた問い合わせに対する回答は「中川村外」が50.0%、「具体的な場所は決まっていない」が46.7%でした。

なお、具体的な村内の転居先は「チャオの周辺」と回答された方が1名のみであり、そのほかの村内移転先を挙げた方は皆無がありました。

村の住宅政策は、村外から村内への移住、いわゆるU I ターンと言われるものですね、これを意図したものに重心が置かれております。そのこと自体は今後も継続して、さらにより施策を検討、実施していくべきと考えますが、住み慣れた中川村内で移住を考えておられる方も一定数想定できることから、村内転居しやすい住宅政策の推進も並行して展開していくことが重要であると考えます。

そんな観点で4点の質問をいたします。

1点目の質問です。

中川村土地開発公社が過去に分譲販売した南原と八幡平では村内転居された世帯が一定数見えました。

現在でも、高齢者世帯が老朽化した家からコンパクトな住宅に移りたいニーズ、また子育て世帯が親世帯の近くや村の中心部に新築したいニーズ等の村内転居を希望される世帯はあると思われますが、その概数を調査する計画はあるか、お尋ねをいたします。

○村 長

現在、村内転居に焦点を当てた調査につきましては、今のところ実施の予定はございませんが、希望の概数という点では、昨年12月に中川村都市構造調査を実施いたしましたけれども、この調査は個人を対象にした調査であり、調査結果としては、議員のおっしゃられたとおり、明確に村内への転居を考えている方はお一人という結果でございました。

回答母数が305人でございますから、それに対して1人なので、その割合をいうならば0.33%程度、1%にも遠く満たないということになろうかと思います。

これをちょっと強引な手法で世帯数に換算して推計を——こういう方法がいいかどうかは別ですけど——世帯数に換算しますと、調査時の令和6年12月1日地点の世帯数が1,713世帯ありましたので、この0.33%となると約5.7世帯ということになりますから、調査時点では約6世帯が村内転居を希望しているものと、強引なやり方ですけど、推測をいたします。

一方、村では建設環境課所管の子育て世帯住宅取得支援事業補助金、そして3世帯同居、近居のための住宅新增改築支援事業制度の住宅取得に関する補助事業がございます。これらの補助事業に関しまして大幅な改定を検討する場合には住宅ニーズに関する現状把握が必要ですので、意向調査について今後検討する必要があろうかというふうに考えております。

○4 番

(長尾 和則) 分かりました。

調査の予定は今のところないということで、何かの機会にまたこういった面の調査もしていただけると村民ニーズにも答えられるかと思いますので、お含みおきをお願いしたいと思います。

○村 長

2点目の質問です。

下伊那郡の下條村は、過去に若者定住住宅を積極的に建設して、加えて子育て世帯にスポットを当てた政策を展開したことによって村人口が増加傾向になつたんですが、その世帯が村内に土地を取得して住宅を新築し転居することが難しかったこと等により、現在ではまた人口減少傾向に戻っている実態があります。

当村でも若者定住住宅を積極的に建設してきましたが、そこを退去した世帯は、村内、村外、どちらに転居する割合が多いのでしょうか、また村外の割合が多い場合はその原因をどのように捉えているか、お尋ねをいたします。

○村 長

村の若者定住住宅でございますが、アルプスハイツ中組、アルプスビュー沖町、ガーデンハウス中田島、この3つの施設がございます。

この10年間の転出先の状況を確認いたしました。村内への転居、この割合が65%、したがいまして村外割合が35%でございます。

村内出身の方が結婚により入居し、出身地域に戻って親とは別の住宅を建設し、その近くにお住まい——近居しているという形態が多いんだろうというふうに思っております。

また、村外出身の方でも、若者住宅の入居によりその地区に加入し、退去後もその地区内に住宅を建てるという方が数件見られます。

なお、アルプスビュー沖町、ガーデンハウス中田島は、それぞれ譲渡を進めておりまして、沖町につきましては5戸建設し残りが1戸、中田島は5戸建設し、残り4戸が村営住宅のままとなっております。

以上のように、当初目的の若者住宅は達成していると感じております。かつ、入居地区への定住が退去者にとっても地域にスムーズに入りやすい施設となつてゐるというふうに大きくは分析をしております。

(長尾 和則) 分かりました。

中川の場合は村内へ転居のほうが65%ということで多いと、下條とは若干傾向が違うわけですね。

確かに、下条の場合、先ほど言った理由のほかに、高校へ通うのに交通が大変不便というふうに伺っております。

中川の場合、村長の肝煎りで高校生への通学補助等もやってみえること也有つて、やはりその点は下條よりか継続して住みたいというインセンティブになってゐるんだと思います。

ただ、先ほど、親のそばへまたお家を建てたい、土地のある方はいいかと思うんですが、親の土地に建てる場所がない方は、ぜひ、どっかそういう面も、先ほど言いました下條はそういう土地がないのでどんどん出ていってしまったという一因がありましたので、ちょっとこの後の質問に続きますが、ぜひそういう観点で次の質問を聞いていただけたらと思います。

3点目の質問です。

村長は3期目の公約として村の土地活用方法の検討を村民の参加する委員会で進めることを表明されておりますが、村内転居や村外からの転居を目的とした中川村土地開発公社による新しい分譲団地の造成は視野に入っているか、お尋ねをいたします。

村と土地開発公社の組織は別ですが、村が基本財産を出していること、村が事務局を担い、副村長が理事長であることから、私からお答えをさせていただきたいと思います。

宅地については、中川村土地開発公社の分譲地の販売状況や空き家バンクの登録状況、加えて人口減少が進むことを考慮すると、土地開発公社が新たに分譲地を造成することについては、中長期の宅地需要を見据えて慎重に判断することが必要だと認識しており、現地点では新たな住宅地の開発については検討をしてい

ない状況でございます。

また、村の立場から答弁させていただきますと、今後、空き家の問題がさらに深刻化することを考えると、空き家の活用や中川村空き家等活用促進事業補助金の空き家除却事業を活用し宅地の提供を行うことも必要と考えております。

さらに、民間事業者の宅地開発、村が所有する土地の活用などについて考えしていく必要があります。

いずれにいたしましても、賃貸住宅や直ちに入居できる住宅が不足していることは認識しております。村営住宅の利用、空き家バンクの登録促進、宅地、住宅の対応を含め、なかがわ暮らし推進協議会や関係者の皆様との問題について総合的に検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

(長尾 和則) 分かりました。

私も土地開発公社の理事を務めさせてもらっていますので、財政状況は承知しておりますつもりであります。そういう面でも、今、副村長がおっしゃったとおり、拙速に判断できるものではないと、よく分かるところであります。

ただ、住民ニーズがあるとするならば、やはり中長期的には視野に入れて考えていくべきなんだろうな。小平が全て完売できましたので、あと八幡平1地区のみになりました。それじゃ、将来、土地開発公社はどういう在り方がいいのかということも含めて、私も一緒に検討してまいりたいと思います。

それから、今、副村長の回答の中に民間による宅地造成というお話をありました。

これ、なかなか中川の場合は少ないんですが、過去、針ヶ平のあそこのところを建設会社が分譲販売し、全て完売したという実績があります。そういうこともあります、針ヶ平の人口は過去に比べて百六十何%増えておるかと思いますけど、かなり針ヶ平は増えている。もともと分母が小さいこともあると思いますが、増えておる。

民間ですので、村でどうこうということではないんですが、そういうことも視野に入れながら、いい場所があれば民間に開発を期待したいところであります。

それでは4点目の質問であります。

村内転居しやすい住宅政策として、現在実施している住宅取得改修補助制度に加えて、村内住み替え促進補助金や、旧宅、いわゆる古い家、今まで住んでいた家ですね、旧宅を空き家バンクに登録することを条件に転居費用等の一部を助成する制度等々、村内転居のインセンティブを与える政策を検討、実施していくことが大切と考えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

現在、本年度と来年度の2か年で策定を進めております立地適正化計画につきましては、人口減少社会にあっても持続可能な都市を目指していく、そういうコンセプトの計画でございます。その中では居住誘導区域を設定することになるわけでございまして、文字どおりの誘導になります。

○4 番

○4 番

○村 長

御質問のテーマの村内転居を検討する際は居住誘導区域を検討してくださいというふうにお願いをするものでございます。もちろん強制力はありませんけれども。

それで、この誘導を促進するために何らかのインセンティブを講じることも、おっしゃるとおり手段の一つですし、立地適正化計画を策定済みの伊那市や駒ヶ根市においては、インセンティブというもので、具体的には補助事業を設けておるというふうに承知をしておりますので、これらの実際の利用状況も検討する必要があると、こんなふうにも考えております。

中川村の立地適正化計画の策定においても、来年度に誘導を促進するための具体的な施策を検討してまいります。その中で議員の御指摘の村内転居の際の住宅取得に関するインセンティブについても検討する必要があるかと、こんなふうに考えております。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

立地適正化計画、このことについては、また7番議員のほうから質問もあるかと思いますが、居住誘導区域、これは今4つ質問を申し上げたことと大きく関わってくるかと思いますので、これから検討を進められるということかと思います。ぜひ、今までる申し上げたようなことも含んでいただきて進めていただけたらありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

3点目、最後の質問に入ります。

本年7月18日、総務省信越総合通信局は、デジタル技術の活用として地域課題の解決を目指す地方自治体に対し専門家を派遣して伴走型支援を行う地域社会DX推進パッケージ事業の支援先に、長野県内では我が中川村と松本市を選定したと発表いたしました。

この事業は昨年度—令和6年度から開始されたものであって、今回、総務省が実施した2次公募に中川村が自ら応募して、全国で選定された24件のうちの一つに入ったものであります。

DX推進に関しましては、当村は本年2月14日に、デジタル技術を活用し、広域的な連携を軸に、複雑化する地域課題の解決と持続可能な地域づくりを目指して関係各社と円滑的連携に関する包括協定を締結しています。

さらには、本年6月12日には、住民サービスのさらなる向上及び地域の活性化に資するため、P o l i m i l 株式会社と地域のDX等に関する包括連携協定を締結しています。

本年に入ってこうした一連の取組を積極的に展開していることは、DX推進に対する当村の真摯な取組姿勢の表れと、大変評価できるものであります。

さて、物事をなそうとするときに留意すべきことの一つに手段を目的化しないことが重要であると私は考えます。

そういう意味で、私はDX推進によるデジタル化はあくまでも手段であって、最終目的は村民に対するサービス改革であると考えております。

その観点で3点の質問をさせていただきます。

1点目の質問です。

DX推進によって村民が実感できる効果をどの分野でどの時期にどの程度見込んでいるのか、お尋ねをいたします。

○地域政策課長

村では、デジタル技術の活用により快適で豊かな中川暮らしの実現を基本理念として、令和3年度から令和7年度を計画期間としました村のDX推進計画を策定しております、4つの方針に基づき各分野におけるロードマップを掲げて実行しております。

各分野における実行時期等については様々であることから、具体的には本計画を御確認いただきたいのですが、特に行政サービスに関する情報発信、情報共有という部分においては、この5年間の中でLINE公式アカウントの運用を開始し、住民の皆さんとともに内容を検討してホームページのリニューアルを行ったほか、保育園、小中学校の各種連絡アプリの活用が浸透してきているものと思っております。

また、今年度は地域電子回覧板の導入を進めておりまして、地区自治会活動における情報共有の効率化、役員の負担軽減を図ることを目的としまして、各地区役員の皆さんとともに相談しながら、デジタル利活用のメリットについて徐々ではありますが体験していただいている現状であります。

現行のDX推進計画は今年度で終了となることから、引き続き、行政事務の効率化を図りながら、さらに地域社会の課題に対してデジタル技術も議員のおっしゃるとおり手段の一つとして使いながら解決を図ができるよう、総務省ほか、関係機関の協力を得ながら、令和8年度以降の推進計画、そしてロードマップを策定していく予定であります。

○4 番

(長尾 和則) どの分野でということで、今、概略に触れていただきましたが、ちょっとさらキャーになっちゃって申し訳ないんですが、実は、議会便りのモニターさんの御意見の中に、村や議会に対して意見を上げる際にデジタルツールを使用して投稿する場が少ないと、こういった声が散見されます。

例えばすけども、先ほど1番目の項目で質問しました地区組織の在り方、このような広いテーマだと、広範の村民の声をリアルタイムで抽出するにはオンラインの意見募集がうってつけだと思います。

そんな意味でDXの推進は村民サービスに貢献できるかと思うんですが、今言いました村民の皆さんを使って村の事務が効率的になるデジタルツール、こういったものは何か今検討に入っているか、ちょっと質問通告書になくて申し訳ないんですが、計画があればお答えいただきたいと思います。

○地域政策課長

主には、村のLINEの公式アプリというか、公式LINEがメインになるんではないかと思います。

俗にいう書かない窓口っていう方向は、当然、行政もいろいろと検討しておりますし、今後もいろんな部署にそれが広がっていくようになるかと思いま

す。

新たなアプリを入れてっていうよりも、世間一般に多く使われている、そういうLINEアプリを使ってのいろんな手法を検討していくということあります。

それで、今月には先ほど言った電子回覧板も希望地区から、当然手挙げ方式で希望を募って、今6地区ほどが希望を上げているところがありますが、村の公式LINEアプリのところにも電子回覧板の項目を追加、または一部防災に関しては追加してきたところでありますので、そういう現状あるもの、新たにどんどん増やすのではなくて、今までにあるものを使いながら進めていきたいというのを考えています。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

確かにLINEアプリは大変使い勝手がいいもんですから、特に若い方々、世代にとっては意見を上げやすいかと思いますので、ぜひ引き続き御検討をお願いしたいと思います。

加えて、希望するならば、ホームページの中でそういう声を上げる場所は現在ないんですが、唯一、村長への手紙でしたっけ、があるかと思いますが、これはなかなか、村長に直接お尋ねする項目ですので敷居が高いと思いますので、先ほどの趣旨で、もしホームページにも何かそういうものが反映できるならば御検討いただけたら、村民の皆さんのが声に応えられるかなと思います。

2点目の質問であります。

高齢者やデジタル弱者への対応策としてどのような支援や伴走体制を構築するのか、お尋ねをいたします。

○地域政策課長 村では、令和4年度から近隣の携帯ショップとの連携や国の事業を活用してスマートフォン教室を継続して開催しております。操作に不安のある方やスマートフォンの操作を試してみたい方を対象に、基本的な操作方法のほかに、安心・安全にインターネット、NSN等を利用するための基礎知識や心構えについて講習を行っております。

また、定期的に実施しております個別のお悩み相談会や地域包括支援センターで実施しておりますスマホを楽しむ座談会などでも住民の方がお互いの困り事を共有しながら基礎知識を深めているというふうに感じているところであります。

現在、そういう事業の参加者は高齢者層が多いわけですが、デジタルデバイドと言われる情報格差の要因は、経済的、地理的、教育的など、あらゆる分野や視点において存在している可能性があるため、今後については、まず各部署と協力しながら対象者の把握、アプローチの方法等を検討していく必要があると考えております。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

確かに、今おっしゃっていただいた地域包括支援センターのスマホを勉強する

会ですか、報道等でよく拝見して、しっかりやられているなという感想は持っております。

弱者、どうしてもこういったデジタル機器が苦手という方は当然見えますので、フォローを忘れないように、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になります。

これは先ほど触れた質問とちょっとかぶってしまって恐縮なんですが、再度お尋ねをいたします。

オンライン意見募集やオープンデータ等の村民参加型のDXを進める考えはあるか、最後にお尋ねをいたします。

ただいまの御質問にお答えいたします。

住民自治において多様な意見をいただきながら行政施策に反映する視点では、オンラインでの意見募集、またデータに基づいて住民とともに考える機会の創出など、デジタル技術を活用した取組は非常に有効であると考えております。

今後、各事業分野においてそういう取組を進めていく必要はあるが、大規模な計画策定、政策決定での場面においては、そういう手法やデータを用いて実施していくのが効果的であるかが未知数であるため、まずはDXの推進部門において現行のDX推進計画の評価、そして今後デジタル利活用を期待する分野等において住民の意見をオンラインで募集していく予定であります。

(長尾 和則) 分かりました。よろしくお願ひします。

いずれにしましても、DX、デジタル分野の発展っていうのは、物すごい、特にAIは驚異的な進歩ですよね。これを活用しない手はないかと思います。それを手段として村民の皆様に益がある、利益があるということを、ぜひ、ぜひ前提に置いていただいて、今後ともDXの推進を強力にお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

次に9番 大原孝芳議員。

なお、大原議員より資料配付の要望がありましたので、これを許可してあります。

(大原 孝芳) 私は1問を用意いたしましたので、始めさせていただきたいと思います。

まず、表題としまして「参院選から見える今後の課題」という題で質問をしたいと思います。

まず、出した資料に基づいて……（「資料配付されていなんだよ」と呼ぶ者あり）

うん。そっちには行っていない。議員のみ。

(大原 孝芳) すみません。議員のみということで、すみません。

では、出した資料のほうを先に読ませていただきます。

参院選の結果は日本の政治の大きな変動を助長させた。

自民党政権は衆議院選、都議選に続く敗北で、衆参両院で過半数割れをした。野党第一党の立憲民主党は伸び悩み、与党批判の受皿になったのは「手取りを増やす夏。」とうたった国民民主党と外国人への規制強化を集中的に訴えた参政党であった。

投票率は全国が 58.5% で、前回から 6.5% 上昇している。選挙結果から、押し上げたのは若者ではないかと推測される。選挙権を 18 歳に引き下げて以降、若者の投票率の低さが取り沙汰されていたが、政治参画が広がったのは喜ばしいことだと思う。

今回の選挙で問題だと思うのは、参政党の選挙手法であると考える。社会の中で疎外感や政治不信を抱く層を意識して、外国人に対する嫌悪感を助長させる排外主義的な訴えを繰り返した。また、少子化の原因だとして男女共同参画政策を批判するなど、根拠も示さず分団や差別を助長させる発信を続けた。

私はこのように書かせていただきました。これは多くの皆さんも目にしたと思いますが、評論家、あるいは新聞等でこういった考え方が多く流されております。

今回、こうした選挙において本来問われるべきことは、少子高齢化や格差拡大に歯止めがかからない今、まずは物価高から暮らしをどう守るかというのが多くの政党の考えでございました。

しかし、この政党においては、こういった日本人ファーストというような言葉でこういった排外主義的なことを繰り返しました。そして、それが今までの選挙と大きく違う、特に S N S を駆使した本当に今までにないような結果を私たちは目にしました。

そして、こうしたことが、まず、私は中川村においてどのような選挙の動きがあったかということを検証させていただきながら、村の問題、村民の問題、そして県、国の問題として一緒にになって考えていくたいと、そんなふうに思います。

そして、今日、私のこうしたことを、村民の皆様、それからこういった議会のメディアを通じて、村民の方に、こういった排外主義的なことが、私たちがそうした行動によって本当に幸せになれるのか、そういうことを問う趣旨でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

まず半括弧 1 番としまして、村において参院選と去年の衆院選の年代別の投票率にどのような変化があったかということを選管のほうということでお話を聞いていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

选举管理委員会から資料を提供いただいて、これについて分析、それから私も思っていることについてお話をしたいと思います。

まず、中川村選挙管理委員会からは年齢層別の投票率の資料を頂いております。それから、長野県選挙委員会の発表ですが、各選挙の年齢層別投票率を聞いております。

それから、市町村別選挙人名簿の登録者数、これは 2025 年 6 月の登録者の数も

○村 長

いただいております。

それから、最後に開票結果、中川村開票区、2024 年 10 月 27 日の衆議院議員選挙と今年 7 月 20 日に実施されました参議院議員選挙の開票結果の数字を聞いております。

それで、これについてお話をさせていただきます。

まず国政選挙であります衆議院議員総選挙、先ほども申しましたが 2024 年 10 月 27 日でございます。それから、参議院議員通常選挙、2025 年 7 月 20 日のデータに基づいての報告でございます。

公職選挙法の改正で 18 歳が最初に投票権を得た平成 28 年の参議院議員通常選挙以後 9 年が経過しております。

国政選挙に限らず、18 歳～19 歳の投票率は平均 45% 前後の数字にとどまっている現状があります。

まず年代別全体の投票率を比較してみたところ言えることは、年代別の投票率は 20 歳～24 歳が最も投票率が低く推移しております。同様に、60 歳代が最も高く推移しております。

投票率の高い順に申し上げますと、60 歳～70 歳、50 歳代、そして平均の投票率、そして 40 歳代、30 歳代、10 歳代というように、投票率の高い順に並べますとそういうふうになっているということでございます。

しかし、直近の選挙——2025 年参議院議員通常選挙でございますが、これでは 20 歳～24 歳、25 歳～29 歳の投票率が大幅に伸びております。

最近は S N S の活用などで——高齢者の声が優先されてきたというふうにずっと評論なんかで言われてきましたが、こういった声をシルバー民主主義というふうに言う方もいますが、これを変えるパワーが結果的に表れていた、結果的にはこれが上回った結果になったのではないかということが言えるかと思います。

これまで年金、医療、介護など高齢者向けの支出に重点が置かれていた政策が子育て世代や経済的に不安定な勤労世帯への支援やセーフティーネット構築に変わっていくきっかけとなり、若年層の選挙意識の変化もこの中でうかがえることははつきりしているのではないかということが 1 つでございます。

また、低投票率につきましては、関心の低さ、候補者の掲げる公約が有権者のアンテナに響いていないのではないかというように思うこともあるわけでございますが、中には、誰がやってもあしたからの暮らしに影響はないのではないかというような——言い方は変ですけど、消費税問題、物価高も、もしかしたらその一つかもしれません。消費税問題等をはじめ、自分の生活に直接結びつかないのではないかと考えている人が多いのではないかという推測も一部ではできるということでございます。

次に、中川村の年代別の投票率から、中川村において 10 代は 45% 前後で、依然として低い数値でございます。

60歳代、70歳代の投票率が高く、80%前後で安定した数値をずっと示しております。

続いて50歳代、40歳代が75%前後と続きまして、各年代が比較的安定した数字を維持しております。

これは第50回の衆議院議員総選挙、第27回参議院議員通常選挙の中川村の年齢層別投票率のデータを基にしております。

いずれも長野県の投票率を上回る数値でございます。

18歳19歳の有権者の投票行動について分析したものがございますので、申し上げます。

進学等で市町村を離れても住民票はそのまま置いているケースは依然として変わらない状況であります。

しかしながら、その反面、現住所地で投票できる不在者投票申請依頼も増えてきているということを選挙管理委員会のほうからお聞きしております。

最近の話題では、人々の耳目を集めることにより経済的な利益を得られる、いわゆるXですとかティックトックなどのSNSのプラットフォーム、こういったアテンションエコノミーというふうに言われるものでございますが、この下で発信しているのは分析しますと非常に極端な意見を主張する人が圧倒的に多いと、言い方をえますと、非常に分かりやすくて、すぐに直接響くということも言えるかと思います。

それで、SNSの声が投票に代わる民主主義の声になり得るには、インターネットにはない専門家の声ですとか、声なき声、リアルな声をいかに収集していくか、さらなる工夫がこれからは必要になるだろうなと思っております。

また、よく言われるように、フェイクまがいの発信、これにつきましてはAIの活用などで今後飛躍的に増えていくことが予想されるということもありますので、これからは、やはりこういったデータといいますか、こういったものに頼り過ぎる投票行動でもっていわゆる自分の主張を通して民主主義、投票で通していくというやり方については、ま、非常に大きな問題があるなっていうのは私自身も感じているというのが感想でございます。

(大原 孝芳) 選管のほうから資料を出していただきまして、議員の皆さんとのところにも年齢層別投票率の資料も行っていると思いますが、今、村長のほうからも詳しくいろいろ分析していただきまして、それから、あと今回の選挙に対する、投票行動に対するお考えも伺いました。

そして、私が前段で申しました。全国でも若者の投票率が若干伸びたということを申しましたが、中川村の今で見てみると、投票率は低いんではありますが、去年の衆院選に比べて今回の7月20日の参議院選は、例えば、ちょっと今、青と赤のグラフがあるんですけど、20代から24歳までのところが去年より投票率は伸びています。

それから、40歳～54歳の間が去年の衆院選よりも今度の参院選のほうが投票

○9 番

率は低いんですけど伸びているんです。

そして、その方がどういう投票行動を取ったかっていうことは、私にはそれは分からんんですが、メディアでは、いろいろ出口調査等をして、こういう年代層がどこへ投票したかというふうなことはもう報道されております。

今回、これはメディアが、私が知見を持ってやったことじゃないんですから、メディアのほうでは、恐らくこういった年代層の方が今回参政党のほうへ投票したんだろうというような報道はされております。

そして、中川でもやっぱり同じ傾向だろうなと、私はそんなふうに分析しております。

そして、私も今回の選挙で街宣しているところを、この政党の方の意見も外で聞いていました。そうしますと、やっぱり言っていることは、党首の彼が言っていることをそのまま、外国人の排斥的な意見を述べて、それから、あとは当然消費税の問題とかも言うんですが、メインは、やっぱりほかの私たちが応援している政党、既成政党って言わわれているんですが、そういう政党とは大きく違いまして、まず外国人を排斥することによってこの国の利益が出て、それで今の状況を脱皮できるというような論調でございます。

それが今回の特徴だと私は受け取っておりました。

それで、そのときに、一番問題は、外国人の方々は特権があつて、外国人特権みたいで、我々の利益をむさぼり取っているというような論調で若者たちを、多分私はあおっているんじゃないかなと思いました。

じゃ中川村について、外国人の方は当然働きにきていらっしゃるんですから、実際に私たちの周りの外国人たちがどういうような状態でおるかっていうことも、その投票行動をした中川村の方に私は問いたいわけです。

それで、参政党に投票された方は、比例票で見ますと262人の方が投票されているんです。そして、その方が全てそれをよしとして入れたとは、私は思いません。

しかしながら、こういう論調、全国でこういったことが流布されるようであれば、これは、私は、正直に、中川村の皆さんにそんなことはないということを証明しなきゃいけないと思うんです。

したがって、ちょっと質問したいと思うんですが、今の次の問題に入るんですが、村に暮らし、また働く外国人の実態ということで、今、どのような理由で村に来られて、そしてどのような働き方をしているか、それからまた、今までその外国人の方々に彼らが言うような問題行動があったかっていうことを問いたいと思いますので、ちょっとお答え願いたいと思います。できる範囲で結構ですが、よろしくお願いします。

ただいまの御質問にお答えいたします。

本村の外国人の住民基本台帳登録者数は9月1日現在86人です。これは村の総人口に対して約1.9%を占めています。10年前と比較しますと、平成27年

○住民税課長

9月の統計では43人でしたので、ちょうど2倍となっております。

多くは村内で農業や製造業に従事する方、結婚や転入等により村で生活されている方となります。

また、問題行動等の発生につきましては、村では把握をしておりません。

以上です。

○9 番 (大原 孝芳) 今、課長のほうからお答えいただきました。

農業、あるいはまた——私、先日きのこを作っている三幸へお邪魔したときはインドネシアの女性の方々と流暢な日本語でお話をさせていただきましたし、私たちの意外と身近にそういった方が中川村でも働いています。

そうした方々を——私も、外国人っていうよりも、なぜその人たちが日本へ来ているかっていうと、彼女たちやその人たちの事情というよりも、やっぱり人材不足やなんかでこっちから来ていただきたいと、外国人の人たちに日本の足りない労働力を補ってほしいという立場で来ていただいている方も多いと思うんですよね。

それにもかかわらず、排斥運動的な、そんなことなんて、もう許されることじゃないと思います。

したがって、今のお話のように、過去に問題行動もなかったっていうことで、先ほどから言っている政党の——ほかの県は私もよく分かんないんですが、それは、たまにニュースで、罪を犯す外国人の方もいらっしゃるでしょう。

しかしながら、いろんな面を考えても、今の外国人の方々を日本の国益に反するみたいな、そういう言い方というのは、これは、何ていうんですか、正確じやないということを私は申し上げたいと思います。

したがって、信条の自由ですので、そういった政党を本当に応援する方も、当然あってもよろしいでしょう。

しかしながら、きちんとした裏づけをもつていろんな政党を選んだり、それから、そういう人たちに対して一緒にになってそういうことをされるんなら結構ですが、しっかり裏づけを取っていっていただきたいと、これは私の本当の思いでございます。

では次に参りたいと思います。

(3) でございますが、全国知事会は選挙後に排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指すと宣言しました。

そして、提言では、外国人の受入れは今後も必要との認識から、地方に配慮した外国人就労制度の充実を国に求めました。

同時に、その生活者や地域住民としての外国人への支援が自治体任せになつてゐると指摘しました。定住を前提に日本語教育の充実、高齢化に伴う介護、年金、子どもの教育などへの十分な財政措置を国に強く要望するという報道がされております。

こうしたことは、まず村長は地方政治のリーダーとして多様性を尊重すること

の価値を発信し続けることが必要ではないかということを申したいと思います。

そして、全国知事会は——このときは宮城県の知事だったと思いますけど、今度は長野県の知事が全国知事会長になりましたが——つまり、全国知事会でもこういった行動、こういった動きを警戒しているわけです。

そして、この若い党首の政党は、例えば戦争に対しても核武装に対しても核武装が一番安上がりであるとか、その後いろんな報道がされております。

そういう中で、本当に、今までの80年間、戦後80年間で築いてきた今までの民主主義を崩壊させるような、こういう言動っていうのは本当に許されない、私はそういうふうに思います。

したがって、ぜひ中川村のリーダーである村長からこういった主義主張は非常に間違っているという発信をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっと今の質問のお答えの前に、先ほどの御質問ですけど、私の知っている農家であります。農家にベトナム国籍の男性の外国人の方がずっと働いておりまして、彼らは、非常に、運転免許も取り、いわゆる簡単な機械の扱いもできますし、非常に、担い手、労働者というよりも、ある部門でのもう十分な戦力として働いているということです。

それで、当然その扱いも非常に良心的であり、一人の働き手としてちゃんと見ていると、それで、休みの日には映画を見に行ったり、あるいは、年1回は帰国して、そういう時間を取りているということで、そういう農家があるわけでありまして、もう十分、外国人ではあるにしても技術も習得していただいて、ちゃんと戦力として十分生産、産業の発展に携わって役立っていると言ひ方はありませんが、そういう例もあります。

ですから、一律は、やっぱり私も議員がおっしゃっているとおり、こういうふうに外国人の方を見て受け入れるべきだなということを思つておるということをございます。

それで、本題に入りますけど、現在、多様化やグローバル化が進む中で、本村においても移住者や外国人を受け入れているということでござります。

外国人につきましては、令和7年9月1日現在86人が住民登録をされておりますし、村に住む外国人は今後もさらに増加が見込まれるということでござります。

特に、少子高齢化、人口減少が進む中で、外国人の就労に依存する部分也非常に大きくなつてきているというふうに考えておりまして、持続可能な中川村を目指すためにも、さらなる外国人を含む移住者の受入れは今後も必要であろうというふうに考えております。

こういう中で、一部の外国人の行動に対して不安を感じている方もいることは事実であります。7月に実施された参議院議員選挙においても、これは争点の一つになったところでござります。

日本の将来を考えますと、排他主義、排外主義に進むのではなくて、他者を尊

重し共生していくことが重要と考えており、むしろ相互理解、環境整備が大切と考えております。国籍による文化や習慣などの違いを理解し合い、お互いを尊重しながら暮らすことのできる村を目指してまいりたいというふうに思っております。

それで、全国知事会が発しました外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言については、これはこのとおりだと思っておりますし、大いにこれを支持し、村としてもこれに沿った要望を国、県につなげていくという立場でこれから進めていきたいというふうに思います。

○9 番 (大原 孝芳) 今、村長のほうからメッセージをいただきました。本当に頼もしいと思いました。

ぜひ、今後いろんな場で、選挙もございますし、彼らも国会議員ですので公人としていろんな発言をこれからされると思いますが、しっかり反省していただきて、国のために働いて、そして、それに対して私たちも——今回そういったことで当選した彼らも間違いは間違いでしっかりと直して、そしてきちんと国会で働いていただきたいと、そんなふうな思いもあります。

それでは(4)になります。

今年は終戦から80年の節目であります。村では、図書館で平和企画展が開催され、盛況だったと聞いております。

戦争体験者の語り部が少なくなっている今、自分たちさえよければいいという排外主義的な考え方は平和教育の考え方にはぐわないと思います。

こういう質問をさせていただきます。

今の排外主義的なことと戦争というものをどういうふうに関連づけるかということなんですが、先ほど申しましたが、核装備が一番安上がりだと、やっぱり全てのそういう考え方方が、今までの——今年80年ですが——戦争を経験した、それで核兵器で被災した日本として、排外主義的なことをきちんと整理していくないと、やっぱり歴史をきちんと認識できない、そういう意味を感じて今結びつけております。

そして、今回、歴史民俗資料館もリニューアルいたします。その中で、歴史民俗資料館を使って今まで以上に平和教育、そして——今語り部が本当に少なくなっています。これからは、子どもたち、それから今現役で働いている皆さんたちがしっかりと今までの私たちの80年間をちゃんと継承して、二度と戦争をしない——中川村議会も十数年前に不戦の誓いをしております。そうした中で、80年のこの年をきちんと迎えていかなければいけない、そういう意味で御質問させていただいている。

教育長のほうからまず概略の思いを聞かせていただいて、後で少し、質問にはちょっと書いてないんですが、何ていうんですかね、ごめんなさい。平和教育のちょっと具体的なことも後でお聞きしたいと思いますので、すみませんけど、先に、じゃ今のこれからリニューアルする歴史民俗資料館のことも含めて、ちょっと

とお願いしたいと思います。

昨今の社会情勢といいますか、そういう動きを踏まえて、議員からは、今お話をありましたように、平和教育の重要性、こうしたことの指摘だというふうに受け止めさせていただいて答弁をさせていただきたいと思います。

今お話にもありました中川村図書館の平和企画なんですけれども、現在の図書館が開館した平成10年4月から毎年行っております。今年で27年目を迎えておりますので、それだけの回数をこれまで重ねてまいりました。ささやかながら平和について問い合わせてきた私どもにとっては大事な事業の一つでございます。

今年は歴史民俗資料館との共催で戦時資料の展示、それと終戦の詔を聞く集いを開催させていただいております。つどいには、今お話がありましたように、たくさんの皆さんに御参加いただきましたし、戦時資料の展示のほうも併せて、今年は多く見ていただいたというふうに思っております。

また、終戦の詔を聞く集いの中では、戦死したおじさんがまだ詔を聞いていないということで遺影を抱いて一緒に聞いていただいたという参加者もおられまして、私どもも非常に心を打たれた時間でございました。

平和教育につきましては、全ての人間が尊重されるべき存在であるということを学ぶ大事な機会だというふうに承知をしております。

また、グローバル化が進む中で、こうした姿勢を私どもが持つ、これも非常に大事であるし、今まさに求められていることであるというふうに認識もしております。

小中学校においても、平和に関する教育として学習指導要領にも示されているところでございます。

例えば中学校の社会科では、大戦が人類全体に惨禍を及ぼすことを理解することや日本国憲法の平和主義について理解を深め我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えること、戦争を防止し世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てるなどが示されております。

平和教育というのは単に過去の事実を伝えるということではないというふうに認識をしております。子どもたちが、そして大人も含めて、平和な社会の担い手になるための重要な学びの機会であり、平和を自分事として捉え、その実現に向けて具体的に行動できるようになること、そうしたことが求められる教育であるというふうに承知をしております。

ただ、議員からもお話がありましたが、戦後80年がたち、過去の戦争体験が日本人の意識に及ぼす影響力というものが年々弱くなっているという指摘もございます。

大戦後の日本は戦争や紛争に直接的に巻き込まれたことがなく、世界の中では極めて静穏な地域であるというような分類もされているということでございます。

決して過去の歴史にしてはいけない、そんな思いでございます。

歴史民俗資料館につきましては11月にリニューアルオープンをいたします。中川村の歴史、文化の拠点として新たに活動していきたいというふうに思っております。

コンセプトの一つとしては、生涯学習に活用できる資料館というのもを目指しております。これについては、村民参加型の調査、研究、あるいは学校教育と連携した社会科などの教科学習や総合的な学習の時間に生かしていく、また公民館や図書館などとタイアップした講座、講習会、企画などにも取り組んでいく予定でございます。

歴史民俗資料館が歴史、文化の拠点として、またこうした平和教育をテーマとした取組もしていく、こうしたことを今は考えているところでございます。

(大原 孝芳) 図書館で行われました平和企画なんですが、それが始まる少し前に信毎のほうでその紹介と——教育長が読まれたかどうかは分かんなんですけど——それから、坂戸橋から出兵した方の手記があつたらしくて、それを信毎が——学芸員さんがそれを提供したかと思うんですが——今は文化財で大変中川村の誇りなんですが、当時は、あれですよ、戦争に出兵する皆さんがあそこから送り出されたというようなお話なんです。

それを、出ていかれる方が出兵で送られて、それで少し時間がたってから振り向いたら、誰も、もうどんどん帰っていっちゃうと、それすごい悲しい思いをした、不安になったっていうような、そんな手記があったって信毎が取り上げていました。読みましたかね。

私もそれがずっと気になっていました、だから、そういうものが残っているっていうことがすばらしいなと感じました。

そういうことで、今後、いろんな兵事の資料があると思いますが、常時並べていることは多分ないと思うんですが、やっぱり——若い国会議員なんかは石破首相の戦後80年のメッセージに対していつまで謝ってんだっていうような檄も飛ばしていますが、とんでもない話で、やっぱり戦争というのをしっかり検証してやっていかなければいけない。

質問に書いてないんですが、教育長にちょっと平和教育についてお伺いしたいんですが、先ほど学校でいろんな資料をもって子どもさんたちに教え、学習指導要領なんですか、その中でやっているそなんですが、私たちも歴史の授業中で、昭和の時代に、例えばどういうふうにして——昭和、昭和史なんですが——どういうふうに戦争になっていったかっていうところが私なんかも抜けていました。

学校で多分習っているんだと思うんですが、テストに出ないせいか、歴史っていうのは、年号を覚えて、それがテストに出るようなことばっかり勉強していたような気がするんですよね。ですので、何か、歴史っていう一つの、私たちが義務教育で教わる歴史の中が、例えば昭和史の部分がちょっとうまく教えられないじゃないかっていうような気がしているんです。

例えば、私が昭和史を少し分かったのは、亡くなった半藤一利さんとか、今

○9 番

○議 長
○9 番
○教 育 長

保坂正康さんとか、今そういう歴史をちょっと現役でされてきた方の本を読んで大分分かったんですけど、本当に、何か、学校教育の現場の中でそこら辺ってどういうふうに歴史の平和学習っていうのが残っているかって、もし、すみません、いいですか、あれしていなかったけど……。

通告外ですが、答えますか。
(大原 孝芳) お願いします。

先ほどの、まず図書館の平和企画の記事のことありますけれども、同時にパネル展も文化センターのほうでやりまして、80年前の8月15日の中川村の皆さんの様子を手記で出しております。

そういうものを私自身も読み、また、そこでそれを目にしている村民の皆さんの様子を見たときに、やはり当時の姿というものが非常に見えてくる、またしみてくる、そんな時間がありました。

また坂戸橋の件についても、これは重要な文化財にはなるんですけども、実は村のそうしたものに人の歴史があるということを私自身は常々思っておりまし、私も坂戸橋の話をするときには、戦時中は坂戸橋を通って戦地に赴いていく、そして坂戸橋を通して帰ってくる、そうした、本当に村民、それと戦地に赴く方の気持ちがそこで交わっていた重要な場所であるというふうに思っておりまして、坂戸橋の話をするときにはそのことも添えて紹介するということを私も心がけております。

村のほうに資料集が子どもたちの副読本としてありますけれども、これもその中にも記載させていただいている内容になります。

今お尋ねの歴史教育の部分でありますけれども、ちょっと私見にもなるかもしませんが、私も社会科の教師をしておりました。それで、大体学校で学ぶ歴史っていうのは古くから新しい時代に学んでいくという点で、どうしても昭和史が非常に押してきて押してきて簡略になりかねない、そういういった流れの中で学んでいくっていう現状も確かにございます。

そういう点では、私自身も、さかさまに歴史を学んでいくといいますか、現代から過去に向けて学んでいくようなやり方、そんな形でテーマにした書籍もあるんですけども、そういうことを、現代から過去に移っていくような学び方をするっていうことも大事かなというふうには思いますが、今の流れでは、そういう形の中で割と昭和史の学びが弱くなっているっていう現実はあると思っております。

そういう点については、教育委員会の立場としても何らかの工夫をしていく必要があるなということは感じているところであります。

(大原 孝芳) 以上で一般質問を終わります。

これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時50分とします。

[午前10時31分 休憩]

	[午前10時50分 再開] 会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。	た各県の概算金は前年に比べて1万2,000円前後値上がりし、高い県では3万台、ほかの主産県もおおむね2万8,000円前後といったところであります。
○議長	1番 片桐邦俊議員。	実は、通告書を出した後に長野県も概算金を発表しております。全農長野が8月27日に概算金を大幅に引き上げると発表いたしました。コシヒカリAランクは60キロ当たり2万8,240円、前年対比で73%引上げということで決まったわけであります。
○1番	(片桐 邦俊) それでは、私は、さきに通告いたしました1問について質問をさせていただきたいと存じます。	実は、今日の農業新聞を見てびっくりしましたが、やはり各JA関係が概算金を公表しておりますので、いわゆる承継業者が結局それよりも上を行って買い付けするという状況が出ておりまして、今日の新聞見ますと、茨城県では60キロ3万5,000円という価格で承継業者が買い付けておるという状況であります。
	テーマは「今後の水田施策について(パート2)」ということであります。	結局、こういったことが、いたちごっこで、昨年の後半もやっぱりこのような状況で値が上がっていったという実態であったのかなというふうに思っておりますけれども、今年もどうも、ちょっと現段階ではそんな状況で推移をしておるというふうに考えております。
	私は昨年12月定例議会において「令和のコメ騒動・・・中川村の今後の水田施策は」と題して質問させていただきましたが、それ以降、農水大臣も替わり、国も様々な施策を打ってきております。	8月に入りまして全国の早い産地の新米が店頭に並び始めたようですが、テレビ報道で見ますと、ほんの一部ではありますけれども、5キロで8,000円~7,000円というような品物も出回ったようであります。ただ、おおむね大体5,000円台から4,000円台後半というのが販売価格のスタートであったというように考えております。
	村長も機会あるごとに挨拶の中で米問題について触れられておりましたので、中川村の水田施策パート2とさせていただいて質問をさせていただきます。	現在は新米でも5キロ3,900円というような——税抜きでありますけれども——というような販売も既に始まっておるという実態があります。小売価格も当面は高止まりが続くと見られております。
	最初に若干今までの米情勢につきましてお話をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、令和6年産の主食うるち米の販売数量は、備蓄米が本格的に出回り始めた4月が前年比76%で、以降、5月から7月までは前年比61%から55%と大きく鈍化しています。	最近、中川村村内の米を独自に販売されている生産者の方とお話をさせていただきましたけれども、非常に困っておりました。と申し上げますのは、お得意様に対して価格を幾らに今年は提示していくか、ここら辺がやっぱり悩んでおる状況であります。あまり状況に応じて高くしていくこともなかなか難しいし、とはいうものの、やはりそこそこの価格は頂きたいということだと思いますけれども、なかなか提示価格が迷うところであるというふうに話をお聞かせいただきました。
	7月末の累計販売数は前年比82%となっており、11月以降の持ち越し数量が増えることが見込まれているとのことです。	今後の米の需要見通しは、本年度、一部地域では、渇水、また高温障害による生産量への影響、米価高騰による消費動向、外国産米の供給拡大による影響等、変動要素が多く、過剰、緩和、どちらの状況にもなり得る状態と現在は見られており、気になるところであります。
	価格動向は、農水省が公表した令和6年産相対販売価格につきましては60キロ当たり2万5,378円と、前年同月と比べて1万878円のプラスとなっております。	小泉農水大臣は、今まで増産という方向性の政策立案はなかったと思うが、しっかりと道筋をつけていきたいと増産に向けて政策転換を図る考えを示しています。
	令和6年産米の令和6年9月の市中価格につきましては令和5年産から2,000円ほど上昇して出回り始めましたが、令和6年11月以降急激に上昇し、令和7年1月~5月は4万円台で高止まり推移となりました。随意契約による備蓄米放出が公表された後は大きく下落し始めました。8月中旬地点では2万円後半から3万円の売りが多くなったようあります。	米の施策につきましては、実は村だけでは進まず、農業委員会、あるいはJAと連繋を取ることが必要であるわけでありますけれども、これから以下5点につ
	次に政府備蓄米の売渡動向ですが、入札備蓄米は3月から5月にかけ3回の入札が実施され、約31万トンが落札され、全ての落札平均価格は60キロ当たり2万812円と公表されております。	
	小泉農水大臣就任後、随意契約による備蓄米の売渡しが公表され、8月末までに最大50トンが国から小売業者や米穀小売店、外食・中食・給食事業者などへ売り渡される予定でした。8月1日地点の申込みでは30万トン余りが確定しましたが、キャンセルも発生しており、8月1日までに2万9,000トンのキャンセルが公表されております。	
	本年度の米作付は、農水省の公表した6月末地点の作付動向によると、全国の主食米の作付面積は136.3万ヘクタールとなっており、数量換算で見ますと736万トンが見込まれております。	
	また、全国各地で本年度の米概算金が決まり公表されておりますが、公表され	

きましては村の考えを伺いたいというように思っております。

まず1つ目でありますけれども、農水省は7月30日に令和6年産の主食用米の需要量が令和6年7月公表の当初見通しの673万トンより38万トン多い711万トンだったと試算を公表いたしました。そのため、例年7月下旬に向こう1年間の主食用米の需要見通しを公表しておりますけれども、今回につきましては公表せず、需要見通しの算定方法の見直しを行った上で公表するというようにされております。

いずれにしましても米増産の方向が出てくると思いますが、今まで中川村は目安値に対しまして若干ですけれども下回る実績が続いているという状況であります。ぜひ、この部分では増産方向へ村もかじ取りをしていただきたいと思いますけれども、村の考えをお伺いしたいと思います。

○村 長 お答えをさせていただきます。

令和7年度の主食用の水稻作付目安値、中川村でございますが、217.7ヘクタールでございました。それに対して実際の作付は208.2ヘクタールとなっております。これは酒米も含めてでございます。酒米については、内数でありますが9ヘクタールほどという数字でございます。

それで、ついでに飼料用米について申しますと、7.8ヘクタールの実績でございます。

全農長野の仮渡金がコシヒカリ60キロ玄米Aで、先ほど議員がおっしゃったとおり、令和7年度産の仮渡金価格は2万8,240円が示されております。ここで農家が主食用米作付を飛躍的に増やすということは、ちょっとと考えられません。と申しますのは、令和8年の作付目安値の提示の有無に関わらず、1ヘクタールの作付増っていうのは非常に困難だというふうに思うからでございます。

それで、このものに対して、実際には昨年も、先ほど言いましたとおり、まだ余裕があるので作付をという呼びかけをいたしましたが、農家がもみをまいて、それを播種して、自分でやっている方もいるんですけど、多くの農家は大きくやっている方から買い求めるっていうパターンが非常に多くなっております。

そういう中で、そこら辺のもみをまくところの農家といいますか、これを飛躍的に増やす必要があるし、今度は作付する水田の問題があるわけです。

一番申し上げたいのは、実は、作付をやめて3年くらいもしますと、土手はもうモグラの穴だらけになってしまい、畦畔はしっかりできていない、水路は、今、三面張りのベンチフリュームというか、コンクリート水路がきちんと整備されているところはまだしも、路肩水路は崩れてしまったりして、これが通水は非常に難しいことがあります。

それで、もう一つ加えて申しますと、圃場整備をこの間ずっと中川村はやってきたわけでありますが、やってきた圃場整備の中でも一番問題になっているのが、水路の老朽化、これでございます。

そういうところでもってすぐ増やすっていうことは非常に難しいということ

がございますので、私はそういうふうに思っております。

それに対して、村は農地耕作条件改善事業っていうものを用意しておりますので、2枚の圃場を1枚にするとか、水路を改修する場合には事業費の2分の1、補助額50万円の補助制度を設けて——上限ですけど——設けております。ですから、意欲的な農家は制度を使って中山間地域で主食用米の作付をもっと増やしていただきたいというふうに思います。

これが、例えば5ヘクタール増やすっていうことはかなり至難の業だなというふうに思っておりますので、今申し上げたようなこと、補助制度も使いながら、できれば増やしていただきたい、こんなようなことを今考えているところでございまして、目安値を大幅に——目安値っていうのは、本来——示されるかどうかっていう問題もあるんですけど——大幅に上回って主食用米を作付するっていうことは今のところちょっと難しいだろうなっていう予想をしております。

(片桐 邦俊) 今、村長からお答えいただきました。

今後も様々な要件、条件によってなかなか大きく伸ばすことは難しいだろうと、即伸ばすことは難しいというお話を伺いましたが、まさしくそのとおりかなと私も思ってはおります。

ただ、今、中川村は、先ほど村長さんが申されたとおり、208ヘクタールですか、という作付面積あるわけでありまして、中川村の地域計画がまとまりましたけれども、将来にわたってどの程度になるかっていうことは、はっきり私も聞いておりませんけれども、やはりこの208ヘクタールを何とか維持していくいただきたいなという感じをしております。

というのは、実は、これも米も作ってる大規模農家でありますけれども、その方とちょっとお話をすると機会があったときに、やっぱり条件次第、条件によって、条件のいい田んぼについてはどんどん借りていきたいっていうような、こんな話もしている実は生産者もおるわけであります、そういったところと、こちら辺は農業委員会のお話になってくるかと思いますけれども、連絡を密に取りながら、やはりそういった部分を遊休農地にしないということをやっていきたいと思っております。

ぜひ、水路の老朽化もありますけれども、私どものところも実は老朽化がかなりあって、ただし、多面的機能支払交付金、これによってかなり毎年毎年修繕をしております。

ぜひ、こんなことも、やはり村全体としてお願いしながら、実施しながら維持管理するような形をぜひ整えていただきたいなというように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いてまいります。

2番でございますけれども、村各地区で地域計画が作成されましたが、法人、大規模農家等、担い手への農地集積が進んでいると思います。

農水省は、農地の分散を解消することで農作業を連續的に支障なく行えるよう

にする集約化に力を入れていくというふうに言われております。この辺につきまして村の考えを伺いたいと思います。

○村 長 御質問についてお答えをさせていただきます。

まず現在の賃貸借の契約のやり方でございますが、村を通じて農業者同士が相対で行う利用権設定移転申出書、これにより農業委員会の審査を経て、公告、契約が従前は成立しているということでございましたが、制度の改正によりまして、令和7年3月でこのやり方は廃止になっております。

4月からは、農地集約化を目的の一つとした地域計画、これを基とした農地中間管理機構——農地バンクでございますが、これを経由する賃貸契約に一本化されております。

農地バンクの狙いにつきましては、令和5年4月施行の改正農業経営基盤強化促進法により位置づけられた地域計画による規模拡大を目指す担い手等への農地集積、集約化を目的としております。

村は、この狙いにのっとりまして農業委員会、地区、集落営農組合等との連携を図り、農地中間管理機構による農地賃借等、担い手への集積化を進めていくという考え方でございます。

やはり、大規模化をやったり、小規模の皆さんでも、やはり非常に遠いところを借りているっていうのは非常に耕作するときのコスト高にもつながりますので、こういうことを村も進めていきたいと——農地計画に基づいてありますけれども——そういう考え方でございます。

(片桐 邦俊) ゼひ進めていっていただきたいなというふうに思っておりますが、そういう格好で各圃場が大きくなってくることを期待しながら（3）の質問に参りたいと思いますけれども、農地が集約化され面積が大きくなれば、スマート農業の話もまた出てくるというように思っております。

前から小和田地区のこれからの中で——小和田地区につきましては造成地の話が出ておりますけれども——その中でスマート農業の話が出ておるという話は聞いたことがありますけれども、今現在、村として今後のスマート農業について、取組についてお考えをお伺いしたいというふうに思っております。

最近私が目にした——あまり田んぼの状態をつぶさに見ておりませんので、最近私が目にした例を申し上げます。

株式会社いいじま農産でありますけれども、この法人が集積して耕作している水田のかけ口に自動給水装置が連続して設置してあるのを見ております。

飯島町にありました広域選果場、あれから西へ向かっていって、中央道へ向かう道沿いがあるんですが、ここのところをずっと見て、時間があったもんで見てきたところ、そういうものが設置してあったということで、これは、水田の水位については圃場ごとにスマートフォンで確認できます。それで、スマホから水門の開閉操作が可能であります。それで、減水していればピンポイントで確認できるという優れものであると思います。

減水の理由はいろいろあります。先ほど申しましたモグラの穴っていうのが一番やっかいなようでありますけれども、これを最初にきっちりやっておく必要があるわけでありまして、減水しているところがピンポイントで分かれば、こういう箇所もすぐに調べて対応することができるということで、優れものだということを私は思いました。

それで、水稻作の労力の合理化、省力化で、生産コスト削減にこれは確かにつながります。

また、水田の集約化はできなくても、まとまった面積の農地の作物、こういったものを作付している場合には、ドローンを使って病気の発生、肥料がここは成長度合いで多過ぎるか少ないか、また生育状況まで調査できるというものです。

対象面積が確保できれば、集団利用でこれはコストダウンを見込めるだろうということで、既に昨年、中川村でもこの実演といいますかをやっておりましたし、かなり、これは集団的にやっていけば、まとまった農地をある程度——中川だけではなくて、もう少し広げていけば、かなりのコストダウンにつながるだろうなという見方も考えておるところでございます。

それで、先ほどもお話にありました小和田地区の基盤整備事業、これは、将来のことを考えて、一応、一層大きく1ヘクタールにしたらどうかという話もありましたが、管理上のこともありますて、地元の皆さんは50アール、約5反歩平均くらいに区画しましょうということにしました。

それで、ここは、スマート農業でありますので、パイプラインで水は開閉をする、そこへもっていって——後に設置するか門扉のところに設置をするかどうか別ですけど——開閉の、やはりこういった監視装置を作るということも当初から計画しておりますし、ここでの耕作は、やはり既存の機械に設置したトラクター、それから、何でいいですか、田植機、コンバインも、そういうこともできるということであります。

これは、ここに限らず、これから中川村でもある程度の面積が確保できるところは広がっていくだろうなというふうに考えているところでございまして、スマート農業についていと、一番やりやすいのは、やはり水稻作からだというふうに私は思っております。

ただし、村の法人組織が、実は、まだまだ独り歩きできていません。言い方は悪いんですけど、こういう力がまだまだ弱いところについては、ここは村の営農センターが加わって関りを強めながら進めていかないと、ほかのところっていう言い方できませんけれども、前を進んでおります飯島のような、ああいった取組はなかなか難しいだろうなというふうに考えておりまして、いずれはこういうことも研究していきたい、こんなふうに考えておるところでございます。

(片桐 邦俊) 今、村長から説明いただきましたけれども、まさしく私も思つておったとおりのことを答弁いただいたなという感じであります。

○1 番

実は、スマート農業っていうと、すぐ出てくるの、やっぱり大型機械の話が出てくるんですけども、やはり大型機械については、やっぱり高価格であるということもありますて、まだまだ推進していくっていう形の中では課題が多いというふうに思っております。

実は私も、以前にも、先ほど村長さんのお話があった水田の給水・配水システム、これについては、もう3年ぐらい前ですか、1回提案させていただいた経過があるわけですけれども、大変これも——今、飯島の話がありましたけれども、一番早く始まったのは伊那市の田原地区で始まったわけでありますけれども、非常に、半分以下の労力という状況が結果として出ておりますので、こんなことをぜひ進めていただきたいなというように思っております。

大型機械とは違ってそんなに高くはないんで、ぜひこんなことも含めてやっていただきたいと思いますし、これについては、やっぱり中川村でもモデル的にどこかへ入れていただいて、みんなに見ていただくっていうことも必要かなと、飯島や伊那へ見に行くよりも、中川でどつかに入っていれば、そこを見に行っていただいてということになろうかと思いますので、ぜひ、そんなことも含めてお願いをしたい。

それと、あと、やっぱりドローン、農業用のドローンはこれから必要になってくると思います。先ほどお話をあった、中川村でもドローンが始まっていますし、中川村も含めた上伊那ドローン連合っていうのがスタートを切っておるようあります。そんなことを含めて、ぜひ拡大していただければなという感じております。

それでは、続いて4番でありますけれども、農水省は、水稻の収穫量に関する統計で長年活用してきた作況指数について、本年7月産をもって公表を中止する方針を明らかにいたしました。

ただ、1956年から公表されてきた作況指数、いわゆる良、やや良、不良、やや不良って、こういうような言葉で言われてまいりましたけれども、こんな作況指数につきましては、米関係者の共通の実は指標であったというふうに思っております。

今、生産者の中では実態とかなり違つておったというような話があつて、見直しがこれから進むのだろうなとは思つてはおりますけれども、精度向上っていうのはやっぱり重要でありますけれども、私は作況指数的なものは今後も必要だとういうふうに考えております。

これは、生産者もそうですし、米に関わる皆さん方はやっぱり気になるところかなと、毎年の作柄はどうなんだろうっていうのは気になるところかというふうに感じております。

ここには書いてございませんけど、私自身は、国が公表しないのなら長野県として出すような要請はできないか、実は全国で8,000件の圃場を対象にして今までの作況指数は出でるわけありますけれども、長野県でもかなりの部分は、

○村 長

そういう部分では過去のものも蓄積されておるというふうに思つておりますが、そんなことからすると、ぜひそんなことも考えられないかということも併せてお願いできぬいかということで質問をさせていただきたいと思います。

まず見直しの今回の背景として、作況指数は1956年から水稻の作柄を示す共通指標として用いられてまいりました。近年は実際の収量との乖離が指摘されてきたところであります。

特に、2023年産以降の猛暑により胴割れ米や白未熟粒の増加、精米歩留りの低下が生じ、統計と現場の実態に大きな差が生じたことが見直しの大きな理由となっております。

国の米政策につきましては、需要に応じた生産、これを基本としているところでございますが、2024年は市場流通の総量が足りないところに加えて、訪日客の増加や備蓄需要の高まりにより供給が追いつかない事態となり、その結果、米価の高騰を招いてしまいました。また、大きな課題としても表面化したところでございます。

新たな指標と村の対応についてであります、国では作況指数に代わる新たな指標として前年との比較が可能な収穫量調査といったものの導入を検討しております。

現在、国ではその精度向上を図ることに取り組んでいるとのことでありますが、調査方法はこちらのほうにまだ伝わってきておらず、不明なままでございます。

一番問題になるのは、生産者が安心して営農できるよう、次の3点に村としては重点的に取り組みたいということでございます。

まず1点目、情報提供の強化であります。国、県の新しくつくるという指標に加え、地域の集出荷実績や在庫・価格動向を組合せ、実用的な情報を迅速に共有するということが1点であります。

2点目、生産目安の適正化として、県やJAと連携して地域ごとの作柄予測を精緻化し、適時適切な情報提供を行います。これは、主にはJAにやっていただくことになるわけでありますけれども、そういうことでございます。

3点目、経営安定化策の推進として、収入保険やナラシ——収入減少影響緩和交付金でありますけれども、これをナラシと申しておりますが——この活用を促し気候変動リスクへの備えを強化していく、このことでございます。

この3点をきちんとして、生産者が安心して営農できるように重点的に取り組むということでございます。

最後に、作況指数の廃止は統計の精度向上がされなければ意味がないということだと思います。先ほど最初に申しましたとおり、作況指数っていうやつが、確かに幾つかの圃場を調べているんでしょうけど、実際のところ、生産者にしてみると、重量の割に精米してみたら非常に胴割れが多い、白化米が多いということで、意外と収量がちゃんとないというようなことも聞いておりますので、そういう意味で精度向上をどうやって図るかっていうことが大きいことかなと思います。

		○議長	会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。
○1 番	村としては、現場への影響が最小限となるように関係機関等を緊密に連携して引き続き支援を行うということをお答えとさせていただきます。	○7 番	7番 島崎敏一議員。 (島崎 敏一) 私は、通告書に基づき、本日3点の質問をします。
	(片桐 邦俊) 今説明をいただきましたけれども、作況指数っていいますか、そういう数量の見通しひていうのはなかなか立てにくいのが実態かなというように思っております。		1つ目に「立地適正化計画を「毒まんじゅう」にしないために」ということで、食後のデザートにおまんじゅうの話からしたいと思います。
	今お話をあったとおり、かなり細かく検討いただいて、生産者の方へ情報を流していただくということをぜひお願いをしていきたいと思いますし、こういった出来高でありますか、作況については、やっぱり生産者が一番気にしているところだというように考えておりますので、そんなことも含めて、今、村長さんのお話がありましたけれども、そういう方向で進めていただければなというように感じております。		毒まんじゅうの意味を最初にお伝えします。一見すると魅力的ですが、実際には危険を伴うことや飛びつくと痛い目に遭うことを指す比喩の表現です。
	続いて、米生産を増やすべば価格が下がり、生産者の収入が減るおそれがあるという懸念をする声があります。		6月議会の一般質問から引き続いて立地適正化計画について質問します。
	また、所得補償を求める声も全国的には出てきておるというのが実態かなというように思っておりますが、農産物の収入保険制度があります。		質問の要旨は、6月も同じことを申しましたが、申し上げます。形骸化された計画ではなく、住民の意思がはっきりと反映された計画を庁内での横断的な組織づくりと地域住民の熟議を経た合意形成で実現するべきという考えです。
	現在、中川村では収入保険の掛金に対して補助がされておりますが、今後の米情勢、また他の農産物の生産状況等、不安な状況もありますので、今後とも、収入保険の掛金への補助、これを、ぜひ継続を末永くお願いをしていきたいと思いますけれども、村の考え方をお願いいたします。		2つの点に私の意見をまとめ、質問します。
○村長	米の安定生産のためには、所得補償、これを行うべきだという声がありますし、参議院議員選挙で所得補償を掲げていた政党も結構ありました。		1つ目です。毒まんじゅうにしないために。
	主食である米を国が安定的に確保するためには、この方法——所得補償するということありますが、これについては、基本的には私は賛成でございます。		学校建設の補助金という目先の利益にとらわれ、居住誘導区域以外の中間地は衰退していくという村の未来にとっての毒まんじゅうにならないよう、しっかりと計画の効用と副作用を理解し、計画を策定するべきと考えます。
	しかし、農水大臣は、所得補償をするお金があったら、再圃場整備や水路や農道改修をする土地改良事業ができなくなると、それで、こちらに回したいんだという考え方を表明しております。		農村地域で本計画を策定する問題点について、信州大学で建築史、まちづくりの研究をしている勝亦達夫先生にお話を伺いました。
	これは、考え方として、村は自然災害や病害などで収入が減ったときの補償としての収入保険を青色申告農家にずっと制度ができるから勧めてまいりましたし、収入保険は掛金が高いことがやはり加入をためらう原因になっておりますので、これからも掛金を助成する支援は継続していく、今のところ継続して農家を支えていく考え方でございます。		勝亦先生は元小布施町の職員で、松本市の総合計画の審議に関わるなど行政計画にも大変精通されている方です。
○1 番	(片桐 邦俊) ぜひよろしくお願いいいたします。		その方にこの計画について相談をしたところ、毒まんじゅうと言っておられました。私が勝手に毒まんじゅうと言っているわけではないので御承知おきください。
	これで私の一般質問を終わります。		本計画を知れば知るほど、金太郎あめのように、コンパクトシティー・アンド・ネットワーク、都市機能の効率化以外の選択肢がないといつていいと理解しました。
○議長	これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。		区域指定をして都市機能の誘導区域を設定していくますが、本村の場合を想定する際に用途地域の指定をベースとして考えると、資料1の地図のようになります。
	ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。		中川村全体の中で色づけされているところが用途地なのですが——見づらい地図で大変恐縮ですが——おおよそ中組、沖町の望岳荘周、牧ヶ原、南原の文化センター周辺、そして中央、田島のチャオ周辺のみとなります。
	[午前1時30分 休憩]		あくまでも仮説として用途地域を誘導区域としたときに、区域外に居住する方々の暮らしはどうなるでしょうか。
	[午後 1時00分 再開]		中川村は農業を中心とした農村集落であり、日本で最も美しい村連合に加盟しています。本計画の意図する都市機能の誘導化と農村の営みは相反する部分が多くあり、この相反する部分こそが本計画を毒まんじゅうとするゆえんです。

○村長

不動産関係者の間では、区域外の地域を今後国が見捨てる地域と予測している人もおり、地価の下落を心配する声もあります。

本計画は、法的な拘束力はないものの、今後徐々に規制をかけていく可能性は多分にあります。

補助金などの制約を本計画の区域指定に合わせて行っていく事例は既に複数存在しています。新しい学校づくりもそのような形で補助金を取ります。

それに、資料2ですが、社会資本整備総合交付金というもので、米印のところ、居住誘導区域内のみで使える補助金があったりですとか、そのほかにも災害対策ですかインフラの効率化で各省庁が本計画をベースとして都市機能の効率化に補助金のメニューを幾つも用意しています。

しかし、その反面で、人口減少やインフラの老朽化、集落維持、担い手不足の問題と対峙していかなければならぬことも村の未来にとって大変重要な命題です。

以上のこと踏まえ質問します。

本計画の毒が効いてしまった場合の最悪の状況を想定し、それに陥らないため行政としてできる対策をすることで毒を薬にすることができると考えます。

村長の考える最悪の状況とそれらを回避するための考えを聞かせてください。

最初に立地適正化計画の特徴について少し説明をさせていただきますが、一極集中の都市構造を目指すものではなくて、周辺部とも交通がつながる多極ネットワーク型のコンパクトを目指すというものであるということ1点。

それから、全ての人口を集約するものではなく、周辺部においても地域特性に応じた住環境を確保するものであるということ、これが2点目。

それから、強制的な集約ではなく、インセンティブを講じ、時間をかけ、協力しながら居住や都市機能の誘導を進めるというものであるということあります。

また、計画の実施状況について5年ごとに評価を行い、必要に応じて変更、見直しを行っていくことが定められておりまして、まずこのことをお伝えした上で考え方をお示しさせていただきたいと思います。

人口減少社会においてコンパクトな村づくりを目指す必要があるということは、第6次総合計画における令和2年度から11年度までの基本構想でも示していることあります。立地適正化計画の一端はその一環でもあるということを御理解いただきたいと、まずそのことを申し上げたいと思います。

御質問の毒まんじゅうの毒につきましては、誘導区域から外れた地域が放置されてしまうことを最も心配されているものかなというふうに推測いたしますが、これは、さきに説明しましたとおり、立地適正化計画は、誘導区域外であっても交通ネットワークで結ばれ、地域特性に応じた住環境を確保する計画であるために、計画を推進することによって誘導区域外が取り残されるということはないということ、そして立地適正化計画を策定した後も、美里地区ですか小平地区で

○7番

は既に取り組んでいただいているけれども、地域活性化委員会の活動を村は支援していくことに変わりはありません。

それで、最悪の状況ということでございますが、強いて言えば、人口減少により誘導区域も誘導区域外も荒廃が進んでしまうということが最悪の状態かなというふうに考えられます。

そうならないように取り組むための立地適正化計画を作成いたしますが、5年ごとの評価を丁寧に行い、必要な見直しを重ねていくことでよりよい計画にしていくということをお伝えし、回答といたしたいと思います。

(島崎 敏一) 立地適正化計画の概略的な説明と村長の考えをお聞きしました。

地域活性化委員会を支援していくことで、すぐに、何ていうんでしょう、区域外の部分を見捨てていくということはないということを確認しましたが、徐々に目減りしていく人口に対して、例えばですけれども、農業に関してですか獣害対策とかっていう観点を考えたときに、だんだんやはり人口が減っていくということに関して、仮に居住誘導が徐々に進んでいった先の農業の在り方ですか地域の在り方をどのように想像されていますでしょうか。

通告外ですが、答えますか。

村は、計画の中では、都市計画とそれ以外の区域、農業振興のための区域、大きくはこういう色分けをもって土地利用計画をつくっておるところでございます。

それで、仮に人口が減っていったときにどうなるかということありますが、集落が当然なくなっていくということになったときに、農地を農地として本当に維持できない状態ももちろん生まれるでしょうけれども、一つは、そうならないために、村は、1番議員の御質問にもありましたけれども、例えば農地については、いわゆる地域計画をもって利用を促進する、それで、農地としても無理だという地域については山に戻すなり違う利用を考える、こういう形でもって今後農地としての利用は進んでいくだろうと思います。

人口が減った場合には集落の維持ができなくなるのではないかということも十分考えられますが、それはそれとして、例えば小平ですか美里地域には何度も申し上げているとおり地域活性化委員会がありますので、そういうところに支援をしながら、議員も非常に中核的に活動していただいておりますけれども、空いてきたところの家屋を利用して違う方に住んでいただく。

そのために、村は、そこがいいという方については、その住居を直し住みやすくするお手伝いをする。こういうことによって、新たな人口といいますか、代わりに住んでいく方を確保していくと、こういうことは、原則として、ずっと大きな流れでやっておりますので、いずれなくなったときはどうするんだという言い方でもありますけれども、そうならないようにしていく、そういう施策をきちんと持ってやっていくということでございます。

(島崎 敏一) 村長の考え、しっかり確認できました。

○7番

次の質問に行きます。

都市計画法を基に策定される本計画と村の総合計画に明記された各計画との整合性をどのようにとっていくのか、今の答弁とちょっと重なるところがありますが、考えを聞かせてください。

○村 長 先ほどの質問では誘導区域外が放置されてしまうんではないかという御心配もあり、総合計画との整合性についてのお尋ねかなというふうに思われます。

繰り返しになりますけれども、周辺部を切り捨てるというものではございません。見直しを重ねてよりよい計画にしていくということは、最初に回答させていただいたとおりでございます。

なお、整合を図ることが必要になるのは、総合計画と立地適正化計画の間にかなりのそごが生じるような状態、こういうふうな場合かと思われます。

立地適正化計画につきましては、現在策定中でございますが、総合計画とそごが生じることのないよう注意をして、計画策定の必要な作業は進めてまいります。

(島崎 敏一) 次の質問に行きます。

本計画と関連づけて行われる政策は、直近のところで言いますと、新たな学校づくり、そして望岳荘周辺のこれから、チャオ周辺の活性化、保育園の在り方、そして東・西の小学校空き校舎等が考えられますが、庁内での横断的な連携は取れているでしょうか。

前回——6月議会での地域政策課長の答弁によりますと、各部署、担当係、担当者での調整会議等を開催すると答弁がありましたが、その後の状況を聞かせてください。

○村 長 前回の議会後であります。7月でありますが、企画委員会を開催しまして、全体のスケジュール感ですとか課題間について……。あ、失礼、課長でした。(笑声)
申し訳ありません。ちょっと耳が遠くなりました。

課長のほうからお答えをさせていただきます。

今件につきまして私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

前回の6月定例会後の7月に企画委員会を開催しまして、全体のスケジュール感や課題感について共有し、調整を図ったところであります。

また、立地適正化計画の策定を待たずに準備を進めなければならない新たな学校づくりに関しては、実施主体が教育委員会であることに変わりはありませんが、村部局でも積極的に関わっていくため、教育委員会も含めた関係課長を構成員としました、1つとしてハード面、2つとして財政面、3つ目として村全体の事業の優先順位を検討する各部会を設置しまして、定期的に開催することとなっております。必要な場合は隨時開催をしていく予定であります。

また、住宅施策についても検討する部会を設定しております。

部会の進捗管理や調整につきましては企画委員会が行う体制としておりますが、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○7 番 (島崎 敏一) ゼひ計画的に、併せてスピード感を持って、委員会のほうをお

願いいたします。

次の質問に行きます。

2つ意見を持って質問すると言いましたが、2つ目の意見Bの要旨を述べます。対話と熟議を促す仕組みづくり。

本計画をつくることが目的ではなく、その後にどんな地域を描くのか、何を残し、村にしかない魅力を生かせるのか、次世代を交えて課題を共有し、対話と熟議をする必要がある。それを実現させるために庁内横断型の会議体や住民の自治参画を促す仕組みを早急につくるべきと考えます。

これら2点について質問をします。

今の私の話と重なる部分があるので、ちょっと通告書は割愛しますが、前回——6月議会の村長答弁では、これらの2つの仕組みづくりについて早急に方向は出していきたいとのことで、概略が定まっていませんでした。

これから具体的に検討していくのであれば、この2つの組織を立ち上げるべきだと考えます。

1つ目の質問なんですが、庁内横断型の会議体についてですが、村の諸課題に対して施策の優先順位をこの会議体で検討し、限られた予算と人員を投入すべきと考えますが、村長の考えを聞かせてください。

すみません。今度は村長からと、申し上げます。

このことにつきましては、先ほど地域政策課長が答弁をさせていただいたとおり、全庁横断的な庁内検討体制を設定いたしまして、優先順位を検討する部会の設置も行っております。

(島崎 敏一) もう既に7月からされているということで、ぜひ、形だけではない、しっかり身と心の籠った計画づくりのほうを全庁挙げて行ってください。

次の質問です。住民の自治参画を促す仕組みづくり。

私は従来の審議会的な結果ありきの会議では効果が期待できないと考えます。地域の方の声に寄り添い、地域の未来に关心を持って参加できるような声が届く実感の籠った仕組みが必要であると考えます。

そこで、この件について村長の考えを聞かせてください。

まず、審議会という組織といいますか、のもの在り方だと思いますが、この審議会は、構成する専門的な方々——それぞれの部門で、有識者であったり、特に投げかけること、法律に非常に詳しい、そういう方、現にその関係を扱っている方、こういう皆さんからなる専門とする組織に課題を投げかけ——これは諮問してということになろうかと思いますが——あるものについて検討してほしいということについて投げかけ、ここはこうあるべきだというような答申をいただくという形で課題解決策を返していただくものであるというふうに思っております。

審議会と村民参加で様々な意見を——声ということですけれども——声を聞

く、例えばフォーラムというような検討会議、フォーラムを含めた検討会議とは目的が違うというふうに考えております。

現在の検討諸会議が結果ありきの計画であるというふうに議員がお感じになられるとしたら、これは、まだまだ様々な意見をさらに深掘りしていくという議論が欠けているか、あるいはかなり浅いところでまとめているんではないかという感想を持たれた御指摘だと思います。

声が届く実感の籠った仕組みにするには、テーマを絞って関心のある層の参加を募るのも一つの——先ほどフォーラムと申しましたが——一つの、意見を吸い上げるといいますか、そういう層の参加を募っていくのも会議の在り方として重要なかというふうに考えてはおります。

○7番 (島崎 敏一) 村長の考え、今お聞きしました。

次の質問にも関連していくんですが、なかなか、しっかり形にまだなっていないといいますか、6月議会でも似たような一般質問のやり取りをした中で、9月の補正には間に合わせたいっていうような話も聞いておったんですけども、まだ、いまだに予算化されていません。

そんな中、次の質問なんですが、組織形態を庁内だけでは考えず、外部の人材に助言を求めるべきではないかと考えます。

外部のファシリテーターですか、コーディネーターに力を借りて、限られる人材を——行政職員さんは大変忙しい中、職務されていますが、そういった方々の個性を引き出して組織の力を底上げする仕組みづくりが必要と考えますが、村長の考えを聞かせてください。

○村長 ファシリテーターといいますか、そういうファシリテーターですか、ある部分でのコーディネーター、会議を円滑に進める上での必要な技術ということかと思いますけれども、こういうことを希望する職員は研修に出しております。こういった基本的な技術を学ぶということの講座がありますので、これを研修に出して学んでいただきながら進めているということあります。

けれども、職員全てがファシリテーターですかコーディネーターになれるはずもなく、場合によっては、議員のおっしゃるような外部のある部分で得意な人材、そのことを非常に得意としている人材を確保する場合が必要であるということも当然あろうかと思います。

したがいまして、必要に応じて専門家等の招聘を含め検討していくという基本的な考え方でいるということをお答えていきたいと思っております。

○7番 (島崎 敏一) 外部のファシリテーター、コーディネーターについての考え方、確認しました。

本当にスピード感を持ってこちらのほうも取り組んでいただきたいと要望します。

この質問について、何度も言いますが、本当に形骸化された計画ではなく、住民の意思がはっきりと反映された計画を庁内での横断的な組織づくりと地域住

民との熟議を経た合意形成、それによって実現するべきと、最後に重複になりますが申し上げます。

行政は執行機関です。いろいろな地域づくり、マネジメントをするのは行政しかいません。それをいつやるのか、今しかないと考えます。ぜひともよろしくお願ひします。

次の質問に行きます。

「忠犬事業（モンキードッグによる獣害対策）について」です。

本村の獣害対策におけるモンキードッグ育成について質問します。

一般的には猿を追いかける犬を総称してモンキードッグと呼んでいますが、南木曽町の事業を参考に忠犬事業と呼ばせてもらいます。

まず私の質問の要旨を述べます。

村にはモンキードッグを育成、飼育できる仕組みがあり、犬の訓練費用補助の制度もあるが、効果的な活用が見込めないままになっています。地域の方々に向けて情報提供や学習会を企画し、獣害対策の機運を高め、対策を講じる必要があるのではないかと考えます。

これまでの経緯について簡単に述べます。

平成26年12月議会一般質問にて議員から本件の質問があり、当時の課長は前向きな答弁をしています。

その後、平成27年に制度として運用開始されました。これは資料の3に詳しい要綱が載っております。

村内の果樹農家が飼育をしましたが、想定していた効果を得ることができず導入を断念、その後3年ほどでその犬は病死してしまったそうです。

本村の現状についてですが、中川村地域農業再生協議会の報告によると、令和6年の鳥獣害——カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、猿、鹿、イノシシ、ハクビシン等による被害総額は676万円、そのほかにも家庭菜園や小中学生の通学路に出没する猿被害を鑑みると、これらの金額以上の被害が出ていることは容易に想像できます。

これらの問題に対して、南木曽町の忠犬事業を私は視察してきました。

今年8月初旬に南木曽町役場及び忠犬を飼育されている方を視察しました。

南木曽町では現在20頭の訓練を受けた忠犬が活躍しており、獣害対策に活躍しています。

獵犬との併用利用が可能で、ハクビシン、タヌキ、ハト、イノシシ、鹿等、何でも追いかけるとのことです。南木曽町では、猿だけを追いかけるわけではないので、モンキードッグではなく忠犬事業と呼称しています。

各地区や観光客、南木曽町には中山道の妻籠宿があって、外国人の観光客も、また日本人の観光客も大変大勢来られるとのことです、犬の放し飼いについて周知、理解を徹底し、地域全体で犬と力を合わせて、野生動物の力と拮抗している様子でした。特に大きなクレームも入っていないということでした。

ちょっと余談になりますが、熊についてなんですかけれども、今日もちょうど昼に放送がありましたが、南木曽町の熊の被害に対しても、モンキードッグを飼っている地区では、熊はそこを避けて通るということでした。

ただ、やはり熊といつてもいろいろな特性、性格があるので、単純に犬だけでは追い払うことはできないということを言っておりました。

南木曽町の令和6年度忠犬事業の支出額は、町の単費で忠犬の状態確認費用、忠犬の首輪購入費用、忠犬の保険加入料として年間で合計7万9,800円となっていきます。

昨年度は訓練費用が発生しなかったようですが、実際に訓練をするとなると1頭当たり5万円掛ける3か月で15万円の費用がかかるとのことで、全額補助対象となっています。

以上の支出を鑑みると、費用対効果の観点からは優秀な事業であると考えます。村内の方々の忠犬事業に対する声を紹介します。

一緒に視察した犬を飼っている村内の女性は南木曽町の事業に対して「地域や住民からの目立ったトラブルがないということが印象的だった」、村内の専業の果樹農家の方は「導入しないかという話があれば前向きに検討したい」、水稻栽培をする兼業農家の方は「犬は以前飼っていたし、自分の住む地域でも被害は深刻。南木曽町の取組は大変気になる」、また獣友会の方は「とても興味がある。視察などできれば行ってみたい」。

また、中川村出身の動物写真家、野生動物の報道写真家でもある宮崎学氏が昨年村内で講演会を行い、南木曽町の忠犬事業を推奨していました。

以上のこと踏まえまして質問します。

1つ目、モンキードッグ導入の補助制度まで作成したにもかかわらず、なぜ普及しなかったのでしょうか、経緯を分析、検証し、考えを聞かせてください。

モンキードッグについてですが、質問もありますとおり、平成26年12月議会においてされました一般質問への答弁を機に、先進事例を持つ南木曽町、こちらに、モンキードッグ——こちらでは忠犬事業というようですが——の視察を行っています。

これを踏まえ、村農作物有害鳥獣対策協議会の支援事項として、申請方式によるモンキードッグの導入に対する補助、こちらを行うこととなりました。

補助の条件等につきましては、議員資料の3のほうに記載されておりますが、そちらを参考に見ていただければと思います。

この事業を行うに当たって、被害のある適地、適地とは、追う先は山の中——山中、被害地が山林に面しているようなところというものが前提であります。そういった前提であることから、中川村内の被害地を選定しまして、柳沢地区、こちらを選定しまして、地域内の登録候補となる犬1匹を訓練に出している経過がございます。

ただし、猿出没時の追い払いの際は飼い主が近くにいることが条件であるとい

○産業振興課長

うこと、そういったことから、実際の訓練犬の稼働は在宅時の数日であったというふうに聞いております。

当時、普及が進まなかった理由としましては、地理的条件——先ほど言った適地ということになりますが、こちらに限りがあると、追い払う先が山中であること、そういったことから、隣接地区、こちらに猿を追い払うということは根本的な解決にはなりませんので、そういったこと、また交通事故への懸念、それから一部徘徊犬となる実態があるといったことが挙げられまして、実施できる地区というものが限られたということあります。

また、被害のある追い払いができない地域、特に住宅地であるとか、山林から離れているような地域、こちらで実施しておりますおりによる捕獲、これの成果が当時上がっておりました。

そういったことから、この事業につきましては据え置いたまま、おりによる捕獲、こちらを優先的に行っておりました。

その後、モンキードッグの申請も周知してはおりましたが、申請は上がってこなかったというのが実態となっております。

検証としましては、南木曽町の地理的条件を備えた適地を探って、協議会、または村主導で実証の実験等を行う必要性もあるというふうに考えております。

(島崎 敏一) 導入の経緯ですか、確認できました。

次の質問に移りますが、今までの経緯の反省を生かして本件を再導入できれば、それだけで全てを解決できるわけではありませんが、解決の一つの手段として有効な一助となる可能性があると考えますが、村側の考え方を聞かせてください。

ただいまの御質問でありますと、現在、村内に5か所、捕獲用のおりを設置しております。今年度、現地点で捕獲数は40匹を超えております。こういった実績が上がっておりまして、近年はない数となっております。

モンキードッグの導入事業につきましては、申請があれば現在も補助を行います。

今後、適地を選定しまして、隣接する地域住民の理解を得た上で実施していく方向で検討したいというふうに考えております。

(島崎 敏一) 村側の方向性を確認しました。

3つ目の質問に続くんですが、申請があれば今でもオーケーとありますが、モンキードッグの補助事業を知っている方は私の知る限り本当にごく一部の方で、こんなにできるんだと、知らない方から驚きの声とともに知らないという声をたくさん聞きました。

そんな中、3つ目の質問なんですが、地域住民に向けてのアイデアを提供する意味も込めて、改めて学習会ですとかを企画すべきではないかと考えます。被害が深刻な農家のために早急に実施るべきと考えますが、考えを聞かせてください。

○産業振興課長

まずは営農センター便り等で導入に係るこの事業の周知等を改めて行います。

その反応を基に、状況に応じて学習会、また体験会等の企画、実施について検討していきたいというふうに考えます。

○7 番 (島崎 敏一) 獣害の被害はこれから果樹が実りを迎えるときにかなり増えてくると予想されます。

農家の方にも聞いたんですが、とにかく早く学習会ですかをやっていただきたいっていうことと、あと、犬の育成には大変時間がかかるということで、子犬を見つけてきて、それで3か月訓練に出してとなると、やはり1年以上かかってしまうということを考えると、できれば営農センター便りで早めに告知をしていただいて、それで、その反応を見て、学習会ですかを、できれば農閑期ですか、年明けぐらいにやっていただきたいと思うんですが、考え方を聞かせてください。

○産業振興課長 ただいまのお話では年明けをめどにということですが、まず周知については、定期的に営農センター便り等を出しております。

それと、あとは村の登録するLINEですか、そういった方、登録されている方にはそういった周知はできますが、内容等については補助を行っておりますというものをまず先に周知したいというふうに考えております。

そこからその反応を見て考えていきたいというふうに思っておりますので、その状況に応じてということですので、ちょっと、冬というか、1月にできるかというと、ちょっとここではお約束できませんが、その状況の反応を見て、反応次第では早めに学習会等を行えればというふうに思っております。

○7 番 (島崎 敏一) ゼひよろしくお願ひいたします。

次の質問に行きます。

「こども家庭センターの管轄について」です。

まず質問の要旨を述べます。

本村のこども家庭センター——以下センターと呼称します。の管轄は保健福祉課となっていますが、教育行政と、より円滑で実効性のある連携の必要があると考えます。それは、今後、新たな学校建設や児童館の新設などに際してセンターの存在意義が大きくなるからです。

センターの現在の強み、弱みを分析し、管轄移行も視野に入れて柔軟に組織の在り方を模索してみてはどうでしょうか。

本村の課題についてです。

センターの管轄は市町村ごとに異なるケースが一般的です。飯島町では教育委員会内に、また松川町では保健福祉課内に設置されています。

教育委員会、保健福祉課の管轄それぞれにメリット、デメリットがあり、各町村の状況や職員の人員配置、特性に応じて管轄が決められています。

本村では、新たな学校づくりや児童館の新設など、今後数年は子どもの学びの現場との強い連携が必要となってきます。

センターは昨年開設されたばかりです。組織の在り方を模索している最中だと

思いますが、地域の課題と柔軟に向き合い、管轄部署の検討という根幹的な視野を持ちながら組織をアップデートさせていく必要があると考えます。

昨日の6番議員の質問にもありましたが、答弁の中では非常に相談件数も増え、上手く機能していると私も感じます。

そんな中、図書館で配布されていたんですけども、中川村子育て情報誌の「子育てナビ」というものを拝見しました。

家族で話をしておったんですけども、こういったものがどのように配られているか分かりませんが、例えば母子手帳を配るときとかに一緒に配ったりしたらお子さんの将来を見据えながら楽しく読めるねとか話しておったんです。

ここに保健福祉課管轄のことは大変充実して載っているんですけども、子どものことが、あらゆる——あらゆるっていうか、高校生ぐらいまでの子どものこの情報が載っているんですけども、例えば小学校のこと、中学校のことはあまり詳しく書いていなかつたりですとか、あと、子どもの居場所のことについてもやはりもっと載っていてくれたらいいなとか、こういうところでも教育行政との連携がもっと密に取れていれば情報が多くかったのかなとか、そんなふうに思っておりますが、質問させていただきます。

現在、センターは保健福祉課の管轄ですが、メリット、デメリットを、教育長と保健福祉課長、それぞれ聞かせてください。

それでは、最初に保健福祉課からお答えをさせていただきます。

まずこども家庭センターですが、児童及び妊産婦の福祉、これは児童福祉部門になります。及び母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、これは母子保健部門になります。に関する包括的な支援を行うことを目的とした施設になります。

母子保健と児童福祉部門を一体的に運営することにより、連携、協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応、相談支援体制の強化を図ることも目的としています。

村ではこども家庭センターを令和6年4月に設置し、1年半がたとうとしております。設置する前から母子保健と児童福祉は保健福祉課内にあったので、設置もスムーズにいったと思っております。

機構改革を行ってから設置する自治体も多いと実は聞いております。

メリットとしましては、妊娠期から大人になるまでの継続的な支援ができること、相談や情報の共有についても連携を取りやすくなりましたことなどが挙げられております。

また、センター設置と同時に子育て支援係を創設しましたので、教育委員会や小中学校との連携も様々な面で強化がでています。

こども家庭センターの業務内容に、支援を要する子ども、妊産婦へのサポートプラン——支援計画というものになりますが——の作成、地域資源の開拓を担い、さらなる支援の充実、強化を図ることができます。

例を挙げますと、子育て世帯への配食サービスやヘルパーによる支援は、村で

は高齢者への配食やヘルパー業務を担う事業所を中心に委託をして事業を実施しています。これは、高齢者福祉が保健福祉課内にあったことから、実はスムーズに事業化ができました。よって、サポートプランの作成も早々に始めることができます。

支援メニューの事業化ができず、サポートプランの作成ができない自治体もあると聞いております。

デメリットとしましては、教育委員会との事業の打合せに時間がかかってしまう。先ほど御質問の「子育てナビ」、こちらも、保健福祉課では母子手帳の交付時に確かに配布しております。

それで、こういう教育委員会、学校だとか中学校のことは、やはり事業の打合せとか、今回もそこがちょっと足りていなかったなって今反省をしておりました。今後更新はしておきますので、また進めていきたいと思います。そこがやはりデメリットになっている。

あと、夏休みの児童クラブで公民館事業への協力の依頼があったんですが、同じ部署であれば効率的にできたのではないか。

また、保育園と小中学校の学びの継続がスムーズにできないことがある。

また、保護者の意見としましては、子どもに関する手続の窓口が1か所であれば1回で済むっていうようなことが挙げられております。

○教育長 教育委員会の立場からお答えをさせていただきたいと思います。

こども家庭センターの必要性っていうものは、これから進めていく新たな学校づくり、そういう時期を待たずとも、今でも非常に重要な組織であるという認識は持っております。

本村におけるこども家庭センターの設置や運営の状況については、今、保健福祉課長が答弁申し上げましたが、教育委員会としてもそういう認識でおります。

教育委員会の立場からさらに申し上げますと、先ほどもお話がありましたが、こども家庭センターの設置と同時に子育て支援係が創設されたこと、こうしたことも、教育委員会のみならず、学校現場との連携、協働が一層進んだというふうに捉えております。

よく教育分野以外の皆様から、学校は敷居が高いと、福祉の皆様からも言われたりしておったんですけども、現状では、こうした取組を進めていく中で、本村ではそうした敷居が高いっていうことがなくなってきておりまして、子どもを真ん中にして共に取り組んでいくと、そういう認識で共通して進められているというふうに承知しております。

また、保小の接続の課題についてということもありますけれども、これは、もう組織自体、また発達段階自体が違う中では、同じ組織であってもなかなか接続が上手くいくっていうことは難しい面もあるかと思いますが、昨年度から学校と保育所と一緒に研修会をやるような機会もつくってきておりまして、今年も11月に行う研修会は乗り入れでやる方向で今計画をしているところでございます。

そうした双方の情報の共有であるとか、共に課題を考える場を設けることによって、さらにスムーズな連携、接続が図れていくかなということは思っております。

デメリットとして感じていること、先ほどお話がありましたが、組織の違いから連携、調整に時間を要するということは確かにあろうかというふうに思っております。

方や教育のほう、方や福祉、生活を中心とした支援でありますので、それぞれの組織が進めてきている部分があります。そういうことを連携、協働して進めていくっていうこと、そのことは、確かによりスムーズに進めていくためにはこれからさらに検討が必要だと思いますが、現地でも取り組んでいる事業については一定の成果が得られているというふうに理解をしております。

(島崎 敏一) お答え、ありがとうございます。

保健福祉課も教育委員会も人手が不足する中、本当に目いっぱい子どもたちのこと考えて日頃からお仕事をしてくださっていると思います。

そこで次の質問なんですが、やはり連携、調整が両者ともに課題ということですが、これを改善させるための考えを聞かせてください。

課題を改善させるというところで、先ほど最初の質問でありましたところのデメリットっていうのが課題になっていると考えております。連携の部分もそうです。

新しい学校や児童クラブの建設、保育所の在り方も検討進めていくことが、こども家庭センターの管轄をどこにするのがいいか、他の課題を解決することにつながっていくと思っております。

村は予想以上に早いスピードで人口減少、少子高齢化が進んでいます。村全体の事業の中で子どもに関する事業をどのように進めていくか、重要な課題だと思いますので、スピード感を持って検討していきたいと思います。

子どもに関する窓口の一本化は、DXを活用し、どこからでも手続ができる仕組みをつくれば解決できることもあるかと思います。

議員のおっしゃるとおり、こども家庭センターはアップデートしていく必要があります。教育委員会との連携もきちんと頭に入れて、常に事業の評価をして、よりよい子育て支援、こども家庭センターになるように事業を考えて進めていきたいと思っております。

教育委員長。

すみません、教育長でした。

課題の改善という御質問の趣旨については、組織の在り方をどうするのかというところにあるというふうに受け止めさせていただいております。

社会情勢の急激な変化を背景にしまして、新しい学校の在り方や新しい児童クラブ、保育所の在り方など、検討が進められていこうとしている今でございます。こども家庭センターの管轄ということで、こども家庭センターをどうするかとい

○7 番

○保健福祉課長

○議 長

○教 育 長

うことだけではない、全般的な組織の在り方ということは、これから時代に合った在り方というものも出てくると思いますので、教育委員会としましても、組織の在り方については検討が必要なテーマであるというふうに認識をしています。

○7番 (島崎 敏一) 保健福祉課長、教育長、課題改善に対しての考え方を確認しました。

私も子を持つ親として、また子ども 20 年以上この村で見守ってきた、ボランティアですが関わってきた者として、教育長が今回の議会でも言っていたように、本当に中川の村中が子どもの居場所になったらいいなっていうことにすごく私も共通する思いがあります。

子どもはどんどん大きくなります。子ども時代は一度だけですし、今的小学 1 年生は今だけが 1 年生です。スピード感をぜひ持って、子どもたちにとってよりよい中川村を目指せればと思っております。

以上で私の質問を終わります。

これで島崎敏一議員の一般質問を終わります。

次に、8番 大島歩議員。

○8番 (大島 歩) 私は、さきに出しました通告書に基づいて 1 点の質問をさせていただきます。

「日本で最も美しい村」づくりを進めるために」ということで質問をいたします。

皆様御存じのとおり、中川村は 2008 年に日本で最も美しい村に認定され、以来 17 年間連合に加盟し、美しい村として様々な施策、活動を行ってきました。

ちょうど 2008 年っていうのは私の娘が生まれた年だと知ったんですけども、ちょうど歩みを同じくしてきたんだなと思って、ちょっと改めて美しい村の成長と一緒にきたんだなというふうに思いました。

資料 1 に載せましたが、御存じのとおり、日本で最も美しい村の思いは、自然と人の営みが長い年月をかけてつくり上げた、失ったら二度と取り戻せない自然、環境、文化を守り続ける活動を進めていくということにあります。

6 月 26 日には N P O 法人日本で最も美しい村連合の 2025 年度定期総会が中川村を会場に行われ、全国の美しい村や正会員、準会員の個人や企業の方が 200 名近く集まり、また各地の特産品の販売もあって、とても盛況で、魅力的なものが多くあつたと思います。北は北海道の美瑛町ですか、南は沖縄の多良間島ですか、本当にすごい品ぞろえだったし、その人たちが中川村に来たっていうことが、すごい私は感動しました。

また、伊那食品工業株式会社の塚越英弘社長による基調講演、最も美しい村の自立について、正会員の立場からできること、宮下村長による取組事例の紹介、グループディスカッション、自立のための村づくり等、とてもよい内容であったというふうに思います。

特に塚越社長の飯沼の棚田や地酒今錦に対しての深い思いを寄せてくださっている話を聞くことができたことは、村民としてとてもありがたく、貴重な機会であったというふうに思います。

伊那食品工業では、この間も稻刈りが行われたということでしたが、田植のときから、また管理作業に毎年多くの社員さんが参加されているということで、皆さんも御存じのことかなというふうに思います。

ただ、総会のときなんですが、この話を、多くの村民の方、一部の議員とか、関わっている人たちは聞くことができたんですけども、聞くことがなかったっていうことですとか、また村長が中川村の果物とか美しい村づくりっていうことについてすごくお話をされていたんですが、ちょっと当日のお弁当が、開けてみたら果物も入っていないし、野菜とかも入っていないくて、ちょっと残念だなっていうふうに、私はちょっとびっくりしてしまったんですよね、いろいろ事情があると思うので仕方ないかなとも思うんですけども。

後から村民の方からそんな大きなイベントがあったなんて全然知らなかつたっていうことをすごくたくさん聞いて、交流センターに行かれた方は、各地の特産品をその後も売っていましたので、何があったんだろうみたいな、そういうことで知ったりした人もいるかもしれないんですけど、多くの方は知らなかつたとか、後からそんなことがあったんだみたいなふうにちょっと残念な思いをされた方もいたようです。

それで、そういうことを踏まえまして、私は、もっと村民の方と協働して美しい村づくりを前に進めていくためには、何かもうちょっと必要なことが——今も中川村は連合の中でも物すごく頑張っているほうの自治体だと思うんですけれども——もっと必要なことがあるんじゃないかなというふうなことで、ちょっと提案を含めて質問したいと思います。

まず 1 点目ですが、中川村の現在の連合名簿の登録者数はどのようになっていますでしょうか、会員数ですね、お願いします。

定期総会、中川村が開催ということで、議員の皆様方には、御参加いただきたり協力いただき、ありがとうございました。

今、大島議員のおっしゃったように、なかなか、オープンっていうか、イベントというよりは、総会という形ですので、基本的には会員の皆さんの総会ということで、なかなか、村民の方々、一般のお祭りのような形でちょっと御案内できないっていうところがありました。

また、今年は美しい村連合 20 周年の、そういったお祭りの——お祭りというか、イベントの関係もありますので、近場ではありませんけど、そういったものは今後も御紹介していければと思っております。

今いただいた御質問であります、議員のおっしゃるとおり、日本で最も美しい村連合は「失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観や環境、文化を守り、将来にわたって美しい地域を守り続けることで、観光的付加価値を高め、地

○地域政策課長

域資源の保護と地域経済の発展と自然環境の保護に寄与することを目的としておりますということで連合の定款に記載されているところであります。

この目的に賛同し事業を援助していただくサポーター会員、これは企業、個人問わずであります、募集されておりまして、サポーター会員には正会員と準会員の2区分があります。

この区分については、年会費の額が異なりまして、正会員につきましては今年開催したような総会での議決権を有するという形であります。

ちなみに、正会員の会費は年10万円、準会員の会費は5,000円であります。

中川村における現状であります、正会員の登録はなく、準会員は議員から提供いただいております資料1にある会員数ということで、変動はありません。中川村で開催された定期総会直前の令和7年6月現在、28の団体、個人ということになっております。

○8 番 (大島 歩) 今、準会員数のほうは変動がないということでお答えをいただきました。

28名の方が美しい村の考え方特に村内の中でも賛同されて、一緒につくっていきたいっていうふうな思いを持っている方々なのかなと思います。

では2番に行きます。

中川村美しい村づくり協議会っていうものが決算報告書などのほうにも書いてあるわけですけれども、こちらはどのようなメンバーで構成されていて、また具体的にどのような活動をしているかをお伺いします。

中川村美しい村づくり協議会は、協議会の活動推進のための監事会を置きまして、中川村商工会、総代会、JA上伊那中川支所、地域団体等の関係者で構成しております。

活動については、美しい村づくりの取組状況の確認や意見交換等を行っておりますが、新型コロナの影響以降、協議会が定期的に行われていないということで、この点につきましては反省をしているところであります。

次年度は連合加盟15年の資格審査が予定されておりまして、課題の整理や今後の取組方針の検討を進めよう、協議会の機能、活動の再活性化を図ってまいりたいと考えております。

取組としては、大島議員に提供していただいた資料1の表にありますとおり、直近では令和5年2月に連合副会長の二宮かおる氏の講演会を開催しております。

それで、今年6月、伊那市高遠町と共に連合定期総会の実施、サポーター会員へも呼びかけて美しい村づくりの理解促進の機会としております。

(大島 歩) 今、協議会の活動についてお答えいただいたんですが、この協議会の中に準会員さんというのは特に入らなくて、また相互の関りみたいなものはないのでしょうか。

○地域政策課長 会員さん相互という関りというのは、先ほどお答えしたとおり、コロナ禍を経

過する中で少し薄まってきているような形であります。

村内の農家さんであったり事業者さんで、一番分かりやすいのは、商品に美しい村のロゴのシールを貼って販売しているものがあるかと思いますが、あれが、ロゴのシールが使えるのは準会員さん以上でありますので、ああいったものが商品に貼ってある、またはパンフレット等に載っている方っていうのが実際の会員さんということであります。

それで、いろんな商品開発であったり、これは、ほかの課でも新商品開発の補助金を使った商品開発等もしておりますけれども、自家の果物であったり商品であったり、そういったものを通じた相互の連携っていうのは、今のところあまり行われていないのが現状であります。

○8 番 (大島 歩) 今、地域政策課長がおっしゃるとおり、準会員になる一つのモチベーションっていうのは、美しい村のブランドみたいなものを生かして、美しい村の美しい特産品というか、おいしいものとかいいものっていうような、そういう文脈もあるんですけども、会員さんの中には、本当に美しい村の趣旨に賛同して、応援したいから登録しましたみたいな方ももしかしたらいらっしゃるのかなっていうふうに思います。

もちろん、準会員さんはみんなそういうふうに思っていらっしゃるのかなっていうふうに私は思いますので、今後は、ちょっとそといった準会員さんと中川村のオリジナルの協議会っていうところの意思疎通というか、連携みたいなものも強化していくといいのではないかというふうに思います。

それでは3番に行きます。

資料2の中川村美しい村条例は主に景観を守ることについて述べられていますが、美しい村本来の趣旨にのっとり、文化を守ることについてももっと研究したほうがいいのではないかというふうに私は感じました。

一番最初に申し上げた本来の趣旨についてなんですが、こちらについて中川村としてどのように考えているのかをお伺いします。

中川村美しい村条例は、村の美しい景観が村民共有の財産であり、地域資源であることを認識し、景観形成に関する村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成の施策を総合的に推進し、村民一体となって景観を守り、生かし、魅力ある村づくりを進めることを目的としているということであります。

基本的な考え方として、村独自の基準を設けまして県の景観条例等の規制対象とならない規模の行為について届出を義務づけまして、適正な景観形成に向けた助言、指導を行うものとなっております。

あわせて、所有地等の適正な保全管理義務や重要な景観資産等の保全に対する施策等を規定しております。

議員がおっしゃるとおり、文化の保全は連合の趣旨の根幹の一つでありますが、村としても重要であるとは認識しております。

一例として、地域に根差した伝統芸能の継承や復興、地域資源に登録されてい

る飯沼の棚田での村民、企業協働による保全活動、伝統的手法による酒造りの継承の取組があるということです。

文化の観点も含めまして、村の美しい村協議会等での議論を一層深め、必要な取組、制度の在り方を検討してまいりたいと考えております。

○8 番 (大島 歩) 今、景観資産の保全ですか伝統芸能、酒造りといったことについても本当に大事であるっていうことで、そういった制度っていうふうにおっしゃいましたが、ちょっともう少し、どういった制度を想定されているのか詳しく教えていただけますか。

○地域政策課長 制度というか、具体的な取組としては、村の中では地域政策課に村づくり事業の補助金がございます。こういったものについても、その中で文化の継承であったり、もしくは、いろんな村の中で行うイベントというよりは、地域での活動を支援するという形で、もともとあった地元で守られてきた景観であったり、そういうものに対して財政的な援助を行っている、補助率も御存じのとおり非常に高い制度であります。

こういったことで、主には、美しい村条例の関係は、ある程度、そういう景観について規制というか、届出を義務化するっていうところにありますけれども、議員がおっしゃるようなもう一つの文化の継承であったり芸能であったり、そういうものについては、条例というよりは、そのほかの補助金のメニューの中で進めているということで、こういったことをしたいんだが、こういったことをしているんですが、何か村での支援的なものはありませんかをいうような御相談も年に幾つか来ております。

そういうものについては、そういう先ほどの村づくり事業の関係の補助金が使えるかどうかっていうのを担当係と相談しながら、村としては支援をしているといった形になっております。

○8 番 (大島 歩) 私が最も、中川村で一番いいと思っている補助金の地域づくり事業補助金、そのことで美しい村の活動も応援していくというようなお話をいたしましたが、

その中に、今の項目の中に、美しい村づくりとかという、教育文化の振興とか、多分いろいろ項目があると思うんですが、その中に美しい村づくりに関するこみやいなことをあえて入れてみるのももしかしたらいいかも知れません。やるかどうかはあれであります。

とにかく、やっぱり村民の人の中で美しい村っていうフレーズは、もう本当に——8月でしたっけ、子どもたちが挨拶運動をして、毎日ペーディング放送で東小の子たちがしゃべってくれていましたけど、あのときにも最後に必ず美しい村中川村っていうことを言つていて、フレーズとしてはすごく村民の人に伝わってきているんですけども、じゃ実際どういうことかみたいなことってまだなかなか浸透していないのかなっていう——後でちょっと教育長のほうにお伺いしますけれども——ところもあるので、あえて美しい村という文脈を中川村の村づくり

の中に入れていくためにそういう村づくり事業補助金を使うことはすごくいいことだと思うんですが、あえて村民の人に意識してもらった使い方をしてもらうっていうのもいいことかなというふうに思いますので、御一考ください。では4番目に行きます。

資料3の2021年12月審査時に指摘された成果と課題について、その後どのように中川村として取り組んできたかをお伺いします。

ただいまの御質問ですが、成果に関しては引き続き取組を継続、強化していきます。

具体的には、府内各署で作成する標識、看板等の色彩、フォント等のデザインガイドの統一を行ってきました。こういった今ある看板をすぐにそれに変えるっていうのは、費用的な部分もありますので、更新の際にはこういった統一した基準に基づいて更新していってくださいということで、これは府内に統一して出させていただいております。

それで、地域資源登録箇所、これについては、例えば陣馬形山でのろしの上げだとか、指定管理者飯沼棚田振興協議会などにおける官民、企業協働での保全活動を継続していくことなど、魅力ある地域づくり、村づくりに資する取組を重ねている状況であります。

課題についてでありますが、なお改善の余地があると認識しておりますが、次の資格審査までに解決に向けた具体策を整理しまして、関係者との議論を深めながら着実に前に進めていきたいと思っております。

村内外の会員や住民の方々のお力をいただきながら地域の魅力の磨き上げに取り組んでいきたいと考えております。

○8 番 (大島 歩) 今、先にちょっと資料3のほうもう少し私のほうで読めばよかったですかなというふうに思ったんですが、ちょっと戻るようですが、2022年2月に出された「信州なかがわ美しい村だより」が資料3に挙がっておりますが、その中では「今後の課題など」として「■「日本で最も美しい村」としての中川村の価値や特徴をうまく表現できていない。中川村ブランドが未確立。」ですとか「■登録地域資源の見直しと可視化。」、また「■「歩く楽しみ」や「サイクリングの楽しみ」の提供・共有。」、それから4点目として「■景観形成のあり方の村の個別施策への反映。景観計画の策定。」、5番目として「■望岳荘の魅せ方の改善。」、そして6点目で「■グリーンツーリズムへの本格的な取り組み（農家民泊の魅力向上や、地元食材を活かしたメニューの開発など）。」、それで最後に「■「日本で最も美しい村」としての学校教育の魅力化とその発信。」っていうことが挙がっていました。

今、課長のほうからお答えいただいたように、例えばグラベルライドラリーでしたっけ、そういう何かサイクリングのこととともにやってきたんですけども、さわやかウォークとかはなくなってしまったりして、本当に次の審査に向けて一一審査があるからやるっていうものでもないかもしれませんけれども——

中川村の美しい村としての魅力をもっと増していくために、いろいろまだまだやることがあるんだなということで、これは、本当にちょっと村民からは気づかぬいような視点で、また美しい村の運営のほうから審査員の方が指摘してくださるので、うまく今後の村づくりに行かせていいけるといいかなというふうに思っております。

それでは次の質問に行きますが、5点目、今もちょっと最後のほうで申し上げましたけれども、日本で最も美しい村としての学校教育の魅力化とその発信ということで、教育長はどのように実行していきたいか、あるいは実行してきたかというようなお話を聞かせください。

○教育長　日本で最も美しい村として中川村が取り組むこと、これは、先ほど地域政策課長からも説明がありましたけれども、条例でうたわれているというふうには承知をしております。

令和3年12月——2021年12月の資格審査では日本で最も美しい村としての中川村の価値や特徴をうまく表現できていない、中川村ブランドが未確立ということが大きな課題として言われていたっていうのは、今、議員からも御説明があつたとおりだと思うんです。

教育分野における指摘についても考えてみると、このことと同様でありまして、中川村で行われている学校教育の価値や特徴がうまく表現できていないのではないかと、またそうした意味においては確立されていないと言えるというような意味合いで示されたんではないかというふうに承知をしておるところであります。

御承知のとおり、教育委員会では、資格審査があった令和3年——2021年っていうのは小中学校の在り方検討をスタートさせた年であります。そしてスタートした中でこういう御指摘もいただいたという状況で、まさにタイミングとすれば重なった状況ではあったんですけども、現在は新たな学校づくりプロジェクトとして検討を進めているわけです。

新たな学校づくりの過程とその実現が御指摘いただいた課題の解決に向けた取組になるというふうに教育委員会としては考えているところであります。

では、具体的にどういうことかといいますと、プロジェクトでは、やはり中川村が日本で最も美しい村ということをずっと進めて取り組んできているっていうことを非常に大事に考える中で、美しい村っていうこの言葉に着目いたしました。

それで、ここでいわれる美しい村っていうのは何かと、それで、条例には美しい景観という言い方をしているわけすけれども、じゃ中川村の美しさって何だろうかっていうことで、この美しさを、月並みではありますが、中川村の魅力と、魅力は一体何だろうかと広く捉えさせていただいて、プロジェクトの中で改めて中川村の魅力を再発見するという検討を進めております。

これは昨年度の委員会の中で本会委員と公募委員の皆さんから御意見をいた

だいたんですが、ワークショップ形式でかなり頭をひねっていただいて検討を進めてまいりました。

それで、村の美しさ、魅力として出された多くの意見があつたんですけども——議員も委員として御参加いただいたので御承知をされていると思いますが——これをまとめると4つに分類できるだろうと。

まず1つ目は中川村の多彩な人々、中川村の人って魅力だよねっていう話が1つは出ました。2つ目は、やはり中川村の美しい自然、それと、3つ目は中川村のおいしい農産物、それと、4つ目は中川村ならではの暮らし、これは歴史とか文化も含めた中川村の暮らしというもの、出していただいた御意見をまとめるとこの4つに分類ができるというふうにまとめさせていただいている。

そして、これから新たな学校では、この4つの魅力を軸としたふるさと中川学——まだ仮称ですけれども——これを創設しまして、学校と地域が連携、協働して、まさにこれまでコンセプトでうたっているとおり、オール中川で中川村ならではの教育を取り組んでいくことを方針として今導き出しているところでございます。

このことが課題の御指摘でいただいた教育委員会としての現状の取組これから進めていこうとしている方向性ということになると思います。

自然の美しさっていうことがやはり中川村ではよく強調をされるわけすけれども、中川村の美しさ、魅力を新たな学校の教育課程に位置づけ、学校教育の魅力化を図る、そして、何よりもその発信をしていくということが求められていると思います。

本年度末に新たな学校の基本計画の策定ということを控えておりますが、基本計画の中にも、こうした経過も含めて、中川村の魅力、したものに基づいたふるさと中川学の創設っていうことは位置づけてお示ししていきたいというふうに考えております。

○8番　(大島　歩)　今、教育長のほうからお答えいただきましたが、もう、まさにそういうことだなっていうふうに思いました。

あの会議にはいろんな立場の方が若い方も含めて出ておられたかなと思うんですが、今、教育長のおっしゃったふるさと中川学の4つのテーマみたいなものというかで、多彩な人々、美しい自然、おいしい農産物、中川村ならではの暮らし、こういったものが本当にすごいことなんだよというか、いいよね、うちの村みたいに、子どもたちのふるさとのアイデンティティーというか、誇りみたいなものになっていくといいなと思っているし、きっと村民の皆さんは今言われたようなことをすごく日々感じて暮らしてらっしゃるのかなっていう気もします。

それが美しい村づくりという文脈とつながっていくと、すごく本当に地に足のついた美しい村になっていくのかなっていうふうに感じましたので、ぜひ教育のほうで子どもたちにしつこくというか、再々、こういうことが中川村の魅力だよねとかいうことを繰り返し伝えていったり、みんなで発見していくといいのかな

というふうに思いました。

そして、6点目の質問になりますが、資料4は今私が思う現在の課題ですか、あとはいろんなところから聞いた意見、それと解決していくためのアイデアの一例です。

「<このままでいいの？課題はなにか…？>」っていうことで資料に書いてあるんですが、美しい村っていうと、ごみが落ちていなくて道の草がぼうぼうに生えていない村のこと、これは景観のことだけいっているのかなみたいなことなんですけれども、それも大事なんだけど、やっぱり、そういう登録の資源とかも、そういう昔ながらの暮らしとかも大事にしたいよねっていうことですとか、あと、これは連合全体での問題かもしれないですけれども、会員をやめてしまったり連合を抜けてしまうというような自治体も、首長が替わると抜けてしまうみたいな自治体もちょっと出てきているので、中川村はそうあってほしくないなっていうふうに私は思っています。

それで、地元の皆さんが当たり前に思っていることほど、実は中川村の大きな魅力かもしれない、今、教育長がおっしゃったように、私は何でこれは魅力を再発見か、何で再なんだろうってずっとと思っていたんですけども、みんなが当たり前だと思っていることの魅力をもう一度、これがすごいことだよねっていうふうに見つけるから再発見なのかなっていうふうに思います。

ただ、でも、それって、やっぱり当たり前だと皆さんはなかなか、それこそ発信したりするのがとてもできないっていうか、難しいことだと思うので、本当にどうやって伝えるかっていうことはみんなで知恵を絞らないとできないことなのかなっていうふうに思います。

そして、美しい村づくりっていうのは地域政策課だけがやっていればいいわけではなくて、景観もある、環境もある、産業もある、観光、文化、教育、広報、本当に多岐にわたる村づくりの活動であるっていうふうに思います。

そして、10年後も50年後も子どもたち大人たちが日本で最も美しい村であることに誇りを感じているといいなっていうふうに思います。

そして、あと、東京でマルシェをやっているって知っていたら行きたかったっていうような東京のほうに出て行っている若者の声もちょっとお母さんを通じて聞いたりしたので、そういった広報ももっとしていけるといいのかなっていうふうに思いました。

そして、行政の方たちばかりが大変っていうような活動でいいのだろうかとか、また思いがあるんだけどどうやって関わったらいのか分からぬ会員や村民もいる——多分、伊那食品工業さんはすごく思いがあって、しかも上手に関わってくださって、もう最高の、100点満点のような連携の在り方だと思うんですけども、まだそういうふうになってない形の会員さんも多分連合の中にはいっぱいいらっしゃるでしょうし、準会員さんの中にも、何かもっと関わって一緒にぐっていきたい、美しい村づくりをやっていきたいんだけど、どうやって関わっ

たらいいのか分からないみたいな人も、もしかしたらというか、いるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、課題解決のためのアイデアなんですけれども、資料に書いておりますが、例えば地域おこし協力隊の任用ということで、これはいろんなところで事例がありまして、外から来た人の視点を生かすことですか、あと、ちょっと中川村では苦手な発信力みたいなところの強化をしていくとか、あと、そういう地域おこし協力隊とか、アンダー35っていう連合の組織——村長は御存じだと思いますけれども、35歳以下の若者たちが集って、美しい村に住んでいる人とか働いている人の35歳以下の若者たちが集って、これから将来、村づくりをどうしていきたいかみたいなことを話しているみたいなことを話しているみたいな場があるんです。

本当にそういうところで地域おこしの人たちとか若者がつながって、何かすごく創造的なことやってたりもするので、そういう関わり、代を増やしていくのもいいかなっていうふうに思っています。

また、村内においては、一回、準会員さんとか協議会の方とか、あと一般で熱い思いを持っている人がいるとしたら、そういう座談会とかワークショップなどをちょっと開催してみて、有志が集まって、もう一回、もう当たり前みたいになっているけれども、日本で最も美しい村中川村、何か当たり前みたいにみんな言っているけれども、何か、その意義とか価値についてもう一回一緒に問い合わせ、15年目ということもありますので一緒に考えるような機会をつくるといいんじゃないかなっていうふうに思います。

あと、さっきちらっと言いましたけれども、村外にも美しい村応援団っていう方々がいらっしゃったり、中川村ファンであったり、中川村出身で県外とかで暮らしている方もいらっしゃるので、ぜひそういう方々に東京で行われるマルシェですかイベントなどの案内が届くといいなっていうふうに思います。

例えば村の公式LINEのセグメントの中にそれを追加して、中川村の公式LINEでも、別にどこから、北海道の人が取ってもいいし、東京の人が取ってもいいわけなので、そういうものを使うとか、インスタグラムなどでお知らせを発信していくっていうような機会も増やしていくといいのかなっていうふうに思います。

以上の提案についての考え方をお伺いします。

御提案のほう、ありがとうございました。

議員のおっしゃるとおり、このことだけではなくて、村の情報をどう伝えるか、情報発信をどうするかっていうことについては、前々から御指摘等をいただいているところであります。

景観保全や魅力発信、また都市部での先ほど言ったような情報展開等は重要な課題でありますし、こういったものを皆さんに発信していくことは必要と考えております。

解決策としては、今持っているやり方でいきますと、LINEやSNSの活用

○地域政策課長

ということを考えておりまして、ターゲットに必要な情報をどう届けるかも含めて研究を進めてまいりたいと考えております。

地域おこし協力隊の任用につきましては、先進事例が多々ありますので、そういった先進事例や卒隊後の定着・活躍状況などを検証しまして、中川村に合った適合する役割設計が可能であれば検討してまいりたいと考えております。

村民の関わり度を広げる場づくりに加えまして、外部の視点や横のつながりも重視しまして、連合に加盟しているメリットであるサポーター会員と連携を一層強化してまいりたいということです。

サポーター会員やその従業員と村民がフラットに意見交換ができる場、そういった機会の創出も並行して検討してまいりたいと思っております。

○8 番 (大島 歩) 美しい村については、サポーターですか、本当に、何か、私もこのことを質問にするに当たっていろいろ調べると、本当に奥が深いというか、幅広く全国で活動が展開されていまして、村長も今年はコスモスを作つて東京のマルシェに届けるというようなお話を聞きましたが、本当にそういう面白い取組だなというふうに思います。

それで、その価値を本当に最大限に最大化するために何ができるかっていうところで、本当に今まで数々の取組を中川村としても積極的に積み重ねてきたからこそ——私はこの前の総会のときに少しちょっと残念な思いをしてしまつて、先ほど一番初めに課長がおっしゃいましたけれども、あれは総会だから地域の人人が参加するような、村民が参加するものでもないというか、それも分かります。

だったら総会をわざわざ中川村でする意義って何だろうなってすごく思いました。そこは何か連合としての課題なのかもしれないですが、東京でやつても同じことをわざわざ中川村でやる意味があるのかっていうふうにやっぱり思つてしまふので、何か工夫を今後美しい村連合全体としても重ねていけるといいのかなっていうふうに思いました。

では、最後になりますが、中川村として現在感じている課題ですか、今後の展望についてお聞かせください。

○村 長 いろいろ御質問いただいて、美しい村連合に加盟している中川村、中川村はこれからどうあるべきか、いろいろ御質問していく中で答弁があり、少し私も、いろいろ見直したというか、感じるところもございました。

現在感じている課題と今後の展望について、まずお話をさせていただきたいと思います。

N P O 法人日本で最も美しい村連合に加盟して、連合の仲間とともに村の美しさ、文化を継承し、そして将来にわたつて誇りを持って生きていく、つまり自立した自治体、村をつくっていくと、継続していくと、こういう空気、これが加入当初より少し薄れてきているのかなというふうなことを思ひます。

それぞれのさんはそれぞれのところで生きているわけでありますし、美しい村づくり協議会も、最初はなかなか議論もあって、自分たちの地域はこんなこと

をしますよっていうようなしっかりした議論も継続してきたところであります。が、最近はコロナということもあって、そんな傾向にもあるかなというふうに思ひます。

したがいまして、協議会の活動をもう一度復活させて、やはり連合の理念に沿つた村づくりを進めていこうという村民の中に意識を高めていく、これがやっぱり一番の大事なことかなというふうに思つております。

一方、中学生、それから高校生は、連合に加盟してから子どもだった時代を過ごして、大学などで学び、また帰ってきた皆さん、こういった皆さんなど、若い人の多くは美しい村連合に加盟しているっていうことを知つています。

これは、教育長に先ほど答弁いただきましたが、学校教育の中で意識的に美しい村連合に加盟しているんだよっていうことを結構取り上げてくれていると、こういうことがやっぱり根本になつていて、例えば広報やなんかを呼んだときに、高校生のインタビューがあります。

それで、最後に必ずあるのは、やはり自然豊かで、美しい村連合に加盟している、そういう言葉はなくても、いつまでもこういう村であつてほしいと、こういう願いがあるわけでございます。

そういう意味で、美しい村の存在を願つているという多くの皆さん、そのためにも、連合の理念は、経済的にも自立して誇りを持って生きていく、オンリーワンの村をつくっていくことにあるんだということを、くどいようですが、もう一度思い起こしていただくような取組が必要だらうなということを考えております。

もう一つ、連合の理念に共感して企業としてこの村、地域を支えようという組織が正会員であります。

それで、正会員の皆さんはもちろんそこにビジネスチャンスを見いだしているわけでありますから、こういった皆さんと、何ていいますか、連携することによって、世の中にお互いに自分たちの地域、村、特産品、こういったものを全国に知らせていく機会があるわけであります。

ですから、そういう、何ていいますか、正会員ですか、そこまで行かないまでも連合加盟を自らの家業に生かしたいと考えてくれている準会員に対しても、もっと積極的に、やはり美しい村づくりに協力と支援をもう一度喚起していく必要があると、こういうことを考えております。

それで、やっぱり、もう一度というようなフレーズを何回も繰り返しましたが、そもそもであります、全国の中で連合のやはり存在が知られていないことがあります。

例えば、フランスの美しい村連合っていうのがあります。これは、そこの全くちょっと異空間というか、現代のフランスにはないような空間を、ずっとこれは、もうこのとおり残していこうという厳しい審査の中に、その当時の家屋であつたり、庭園であつたり、道であつたり、草花、森、そういうものが一体的にある

わけでありまして、これは、ぜひとも訪れ、体感——泊まり、食べる、体感したい憧れの存在であるということです。

そのようにしていくためには、情報発信の仕方、ファンづくり——これは関係人口づくりだということだと思います。これを工夫する必要があるということを思いますし、そのために今ある村の魅力をさらに磨いていく必要があろうかというふうに思います。

それで、1つは、連合に加盟しております静岡県松崎町、鳥取県智頭町及び中川村でデジタルを活用して美しい村のファンを獲得し、彼らに訪れてもらい、さらにファン、その人たちが関係人口を増やしていく、こういう取組を、この3つのところが中心になって、連合の中に賛同する自治体を増やして取り組んでいこうと、こういうことを今やろうとしております。

この動きを連合加盟の町村地域に広めていくことが、実は中川村が、私どもの村、私個人ではありますけれども、連合の中の事業委員会という委員会がありますが、そこの委員長という職を仰せつかっておりますので、このあたりをやはり広めて、全国の加盟している仲間の中にも広めていきたいというのが今の考え方でございます。よろしくお願ひします。

○8 番 (大島 歩) 今、村長のほうから、もう一度当初の加盟の意思なども見直して頑張っていきたいというか、美しい村づくりをしていきたいというようなお話をいただきました。

フランスのお話もありましたけど、私の聞くところによると、フランスでは美しい村に登録された次の日から列をなして観光客がやってくるっていうような話を聞きまして、何を求めてじや列をなして人々が来るのかっていうことを本当に問うてみる必要はあるのかなというふうに思っております。

あと、これも昔準会員だった友人から聞いたんですけども、2021年の合格のときの評価の中で、中川村っていうのは特に村がいろいろ仕掛けているでもないのに住民の活動がすごく盛んで、いろいろ勝手についていか、何ですかね、勝手連で、楽しい何か企画というか、イベントとかをやっている人がいっぱいいるみたいな、住民活動の活発さみたいなところも評価されたんだよっていう話を聞いて、この便りの中には書いていなかったけれども、本当にそのことが私は中川村のよさじゃないかなっていうふうに思っています。

地域づくり事業補助金10万円というものをわざわざ使って、人役は出ないけれども、何か村のためにやりたいよとかっていうふうに活動している人は毎年いっぱいいますし、今回の補正でも出ていました。

また、10万円、5,000円払って会員、準会員になって、わざわざ——もちろんビジネスチャンスがあるっていうこともあるんですけども——美しい村っていうところへの可能性を見いだして参加している人も28人いるわけです、正会員さんはいないんですけど。

そして、今、村長がおっしゃったデジタル村民というの、私もまだちゃんとほ

理解していないですけれども、そういう新しい動きもありつつ、それで、教育長がおっしゃったふるさと中川学っていうのは本当に希望だなっていうふうに思っています。こういうことがぜひ次の審査のときにアピールできればいいし、それが本当に地に足のついたような美しい村づくりにつながっていけるといいなっていうふうに思っております。

それで、私も今は何にも、会員にも準会員にもなっていないんですけども、ちょっと準会員ぐらいにはなれるかもしれない、そういうところでまた何か関わっていけばいいかなっていうふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

これで大島歩議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後1時59分 散会]

○議 長

○事務局長